



鳥取県公報

平成 25 年 8 月 19 日 (月)
号外第 94 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 監査公告	監査結果に基づき知事が講じた措置の公表 (8) 2
	監査結果の公表 (9) 14

監 査 委 員 公 告

鳥取県監査委員公告第 8 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、鳥取県知事から平成23年11月14日付鳥取県監査委員公告第10号で公表した平成22年度決算に係る定期監査の結果に関する報告（以下「平成22年度決算監査報告」という。）及び同条第10項の規定により平成22年度決算監査報告に添付された意見に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により次の通り公表する。

平成25年 8 月 19 日

鳥取県監査委員 岡 本 康 宏
鳥取県監査委員 伊 木 隆 司
鳥取県監査委員 湯 口 夏 史
鳥取県監査委員 浜 田 妙 子
鳥取県監査委員 前 田 八 壽 彦

1 指摘事項

機関名	指摘事項	講じた措置
防災局 防災チーム （危機管理局危機対策・情報課）	平成22年度 J - ALERT 整備工事外 1 件に係る工事請負費について、支出金額に誤りがあった。	鳥取県公共建築工事積算基準に基づき、請負額を設計額で除した率を四捨五入せずに変更設計工事価格に乗じて変更後の工事価格を算出すべきところを、当該基準を誤って解釈し、請負額を設計額で除した率をいったん小数点第 2 位又は第 3 位で四捨五入した後、変更設計工事価格に乗じたことが原因である。 再発防止のため、当該基準を改正し、設計変更における工事費の算出方法を、鳥取県公共工事積算基準と同様に算式で表示するとともに、指摘を受けた危機対策・情報課においても、平成24年 4 月以降は、変更設計時においても必ず県土整備部が導入している工事進行管理システムにデータを入力して算出することとした。 なお、正しい算出方法によると、変更契約額は34,650円増加するが、変更契約当時の算出方法による契約額のままとする事で、請負者と合意している。
総務部 職員人材開発センター	雑入（自動販売機設置に係る第 3 四半期分電気代）について、調定を行っていなかった。	未調定額について調定し、平成23年 5 月に収納した。 担当者が調定を失念していたことが原因であることから、自動販売機収入調定チェック表を作成し、担当者が毎月記入するとともに、所属の行事予定データベースに、収入調定事務を行う日を入力しておき、その日には、担当者及び副査に自動的に業務予定のメールが届くこととした。
福祉保健部 福祉保健課	平成20年度鳥取県社会福祉協議会補助金について、額の確定が遅延するとともに、当該補助金の返還金の調定が遅延していた。	国庫補助金の額の確定通知を待つて当該補助金の額の確定通知及び返還金の調定を行うこととしていたものであるが、国庫補助金の部内とりまとめ担当者と事業実施担当者との連携がうまくいかなかったこと及び国庫補助金の額の確定通知の到達が年度をまたがり担当者間の事務引継ぎがなされなかったことが原因である。 再発防止のため、部内電子会議室を活用して、国庫補助金の取りまとめ担当者から関係職員へ事務の進行状況を随時周知し、併せて県補助金の事務の執行についても適宜促すとともに、年度末

		<p>の事務引継書の作成に当たっては、未完結で引き継ぐものについて具体的な処理状況を記載するよう所属内職員に周知を図った。</p>
福祉保健部 総合療育センター	<p>会議の参加等に係る普通旅費について、支出金額に誤りがあった。</p>	<p>過大支出であった旅行者 2 名に対し、指摘後直ちに領収書を添付させて返納の手続きを行い、平成23年 3 月に戻入済である。</p> <p>支出不足であった旅行者 1 名に対しては、平成23年 2 月に追給した。</p> <p>過大支出については、飛行機を使って東京出張する場合、特別な理由がない限り ANA@desk を利用し旅費では航空賃を支給しないこと、また、ANA@desk を利用せず旅費で支給せざるを得ない時でも、旅費システムの中で自動計算するのではなく領収書を添付して実費精算しなければならないことを旅行者及び旅費出納員が認識していなかったこと、さらに過大支出及び支出不足ともに、旅行伺時に旅行命令権者の内容確認が不十分であったことが原因である。</p> <p>再発防止のため、旅行伺から旅費の精算までの一連の手続きについて職員に周知するとともに、旅行命令権者、旅費出納員及び予算設定担当者による内容の精査、確認を徹底することとした。</p>
福祉保健部 福祉相談センター	<p>鳥取県安心こども基金特別対策事業補助金（児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業）について、実績報告書の受理が遅延していた。</p>	<p>担当者及び上司が、実績報告書の提出を事業完了から 30 日を経過する日とする補助金交付要綱の規定を正しく認識しておらず、また、担当者が事業完了を研修終了ではなく、研修出席者の旅費の支給と誤認していたため、その督促の時期が遅くなったことが原因である。</p> <p>再発防止のため、補助金交付要綱の内容について、担当者等が確認し、理解を深めるとともに、補助事業者に対しては、実績報告書の提出期限について補助事業実施通知に記載し、会議の席上で期限内の提出を依頼するとともに、未提出の事業者への電話での督促の徹底を行っている。</p> <p>さらに、大幅な提出遅延に対しては、鳥取県補助金等交付規則に基づき厳正に対応することとし、その旨を全補助事業者に通知することとした。</p>
福祉保健部 米子児童相談所	<p>児童措置費負担金について、調定を行っていないものがあつた。</p>	<p>未調定分について、平成23年 3 月に調定した。</p> <p>上司が調定するよう指示したにもかかわらず、担当者が処理を失念し、上司も処理の確認を怠っていたことが原因である。</p> <p>再発防止のため、所属内全職員に対して負担金調定漏れ等が生じないように周知徹底するとともに、毎月、負担金に係る所内研修及び徴収会議を継続して開催している。</p>
福祉保健部 喜多原学園	<p>郵券について、郵券印紙受払簿の残高と現物の残高が合致しておらず、また、亡失事故を知事に報告していなかった。</p>	<p>郵券亡失事故の報告は平成23年11月に行った。</p> <p>物品保管主任が、物品事務取扱規則に基づいて行うべき郵券受払簿と現物との照合を怠っていたこと及び所属長が、物品保管主任より上席の職にある者に月末現在高を確認させなかったこと並びに郵券が亡失した場合は速やかに事故報告を行うことを知らなかったことが原因である。</p> <p>再発防止のため、所属内全職員に対して、平成23年 3 月に郵券亡失事故の概要及び郵券の適正な取扱いを周知徹底するとともに、適宜、郵券の取扱いについて注意喚起を行っている。</p>

<p>総合事務所 東部総合事務所 県土整備局 (県土整備部鳥 取県土整備事務 所)</p>	<p>土木使用料(道 路占用料等)及び 電柱敷に係る行政 財産使用料につい て、調定が遅延し ているものがあつ た。</p>	<p>使用料の調定を含む許認可事務については、法律別に担当者を決めていたため、道路占用に係る許認可事務の担当者の業務量が過大となっていたこと、新規の許認可事務を優先して行ったため、継続分の使用料の調定が後回しになったこと及び所属内での進捗管理が不十分であったことが原因である。</p> <p>再発防止のため、平成23年度から許認可事務を法律別から区域別に担当を置くこととし、業務の平準化を図るとともに、申請書類を一箇所に集め、進捗ごとに分類することで、担当者不在時でも他の職員が対応できるようにする等、所属における書類管理を徹底し、許認可事務に遅延が生じないようにした。</p>
<p>総合事務所 東部総合事務所 県土整備局 (県土整備部鳥 取県土整備事務 所)</p>	<p>工事請負契約に 係る契約保証金等 について、払戻を 行っていないもの 及び保管内訳が不 明なものがあつた。</p>	<p>未払戻契約保証金等のうち、1件13万円は平成23年9月に受注者に払い戻し、1件15万円は当時の代表者死亡後新たな代表者が登記されておらず会社としての意思が確認できないことから、民法第494条の規定に基づき弁済供託とすることとした。</p> <p>また、現在は会社が存在していない1件14万円及び平成12年度に発生したことが確認できたものの受注者が特定できなかった37万5千円については、債権の消滅時効(10年)を援用し、平成23年12月に県の収入として受け入れた。</p> <p>平成18年度に、鳥取地方県土整備局の出納事務が東部総合事務所県民局に引き継がれた時に、平成17年度以前の払い戻していない契約保証金等の情報が引き継がれず、その後も、当該事実の把握がされていないままであったことが原因である。</p> <p>再発防止のため、工事請負契約代金の支払手続書類の余白に契約保証金等の納付払出状況がわかるよう記載するとともに、県土整備局の管理する契約及び支払状況等を記載した工事台帳のデータを、出納事務担当者も常時確認できるようにして、契約関係書類と突合することとした。</p> <p>また、契約保証金等のうち現金納付されたものについては、歳入歳出外現金納付書と歳入歳出外現金残高との突合を行い未払いがないかチェックすることとした。</p>
<p>総合事務所 八頭総合事務所 農林局 (農林水産部東 部農林事務所八 頭事務所)</p>	<p>平成20年度根安 春米(春米工区) 林道伐採木集材作 業委託契約に係る 契約保証金につい て、業務が完了し ているにもかかわらず、払戻を行 ってなかった。</p>	<p>受注者に対し、平成23年5月に契約保証金230,000円の払戻を行った。</p> <p>受注者が県との契約に不慣れで、業務完了後に請求を行わず、県の担当者も、一度は請求書の提出を督促したが、その後失念していたことが原因である。</p> <p>再発防止のため、契約事務担当者が新たに契約終期を追記した契約保証金一覧表と毎月の歳入歳出外現金整理表との突合を行うとともに、受注者に対しては、委託料の請求書と併せて契約保証金の払出請求書を提出していただくよう、職員に周知徹底した。</p>
<p>病院局 厚生病院</p>	<p>小児科医師への 外来診療に係る時 間外勤務手当につ いて、時間外勤務 をさせているにも 関わらず支出し</p>	<p>当該医師に対して、給与債権の消滅時効が到来していない平成21年7月以降の時間外勤務手当未支給分を平成23年8月に支払った。</p> <p>小児科に救急診療体制が整備され、平成19年4月から、小児科医の1日の勤務時間として、8時30分から17時15分までと13時15分から22時までの2種類が設けられた際に、当該医師は月曜日の</p>

	ていないものがあった。	勤務時間が、13時15分から22時までとなったにもかかわらず、8時30分から22時までであると誤認し、時間外勤務を行っている認識がなかったため、時間外勤務の申請を行わず、申請がなかったことから、上司も恒常的な時間外勤務が発生していると認識していなかったことが原因である。 再発防止のため、小児科における月曜日の午前の外来診療を別の医師に変更するとともに、毎月の院内広報により、時間外勤務の申請漏れがないよう、全職員に対して周知を行っている。
教育委員会 博物館	博物館使用料（入館料）に係る過不足現金について、過誤納金の受入れ及び現金の亡失に係る処理を行っていなかった。	過誤納金は、平成23年6月に収納し、不足金については、平成24年3月に知事に報告を行い、会計局長が確認をした。 過誤納金については、過誤納であっても収納金に係る現金出納簿に記入し、収納の日又はその翌日に指定金融機関に払い込まなければならないことを認識しておらず、現金のまま別に保管し、当該出納簿にも記入していなかったこと及び不足金については、収入調書に不足金額をメモしていたものの直ちに現金亡失報告を行うことを認識していなかったことが原因である。 再発防止のため、所属内における現金についての一連の取扱いについて情報共有を図り、受付職員に対しては、改めて入館者との現金の受け渡し時における金額の確認を徹底するよう指導するとともに、受付開始時、終了時及び引継ぎ時に新たに作成した現金確認表により出納員等が確認を行い、過不足があった場合は所要の手続を行うことを徹底した。
教育委員会 埋蔵文化財センター	建物使用等に係る行政財産使用料について、調定金額に誤りがあった。	平成23年5月に、過大徴収分を返納し、徴収不足分を収納した。 過大徴収は、行政財産使用料の基準額の基礎となる固定資産税仮評価額について、平成21年仮評価額で算定すべきところを、前年度も使用許可を行っていたため、許可の開始が年度の途中であるにもかかわらず、前年度から継続使用している場合の特例を誤って適用し、平成20年仮評価額で算定していたことが原因である。 また、徴収不足は、日割日数の計算誤り及び2月にまたがる使用料を1月ごとに日割り計算をすべきところを通算して1月として計算していたことが原因である。 再発防止のため、担当者を会計事務研修に参加させるとともに、調定の都度、上司が、関連条項を確認し、計算内容が正しいかチェックすることとした。
教育委員会 米子西高等学校	模擬試験会場の使用に係る冷暖房加算額及び共同住宅への進入路敷地の行政財産使用料について、調定金額に誤りがあった。	平成23年3月に、冷暖房加算額の過大徴収分を返納し、進入路敷地の行政財産使用料の徴収不足分を収納した。 過大徴収は、電力のみによって稼働する冷暖房設備の場合の割合2割5分を使用料に乗じて算出すべきところを、それ以外の場合の割合3割5分を乗じたことが原因である。 また、徴収不足は、行政財産使用料の基準額の基礎となる固定資産税仮評価額について、前年度から継続使用している場合の特例を適用して平成20年仮評価額で算定すべきところを、誤って平成21年仮評価額で算定していたことが原因である。 再発防止のため、担当者等を会計事務研修に参加させ、校内における会計事務のチェック機能強化を図るとともに、調定の都度、

	上司が添付された根拠法令等により、適用項目が正しいかチェックすることとした。
--	--

2 意見

意 見	講じた措置
<p>1 総務部</p> <p>(1) 補助事業の実施に係る事務手続の周知について（財政課）</p> <p>補助金等に関する事務の適正化については、平成21年度に実施した定期監査の意見に基づいて事務処理の改善や実態に応じた補助金交付要綱の見直しを行った結果、不適正な事務処理は大幅に減少している。</p> <p>しかし、平成23年度に実施した定期監査においても、交付申請書等の受理の遅延、着手届及び完了届の未受理、変更の承認を受けないで事業完了している等の不適正な事例が見受けられた。</p> <p>これらの不適正事務の原因の多くは一次的には事務を行う補助事業者によるものであるが、補助事業者の中には小規模な団体や個人も多く含まれており、必要な事務手続を十分に理解していないため事務の不適正が発生していることが多いと考えられる。</p> <p>については、わかりやすい補助金事務のフロー図等の作成及び配布をするなど、事務手続の周知を図りたい。</p>	<p>補助事業所管課に補助金の交付に当たり、補助事業遂行の際に必要な事務とその流れをわかりやすく、簡潔に示したフロー図のひな形を示し、各補助事業所管課において補助事業ごとの実情に応じたフロー図を作成し配布するよう、平成23年11月に通知した。</p> <p>併せて、各補助事業所管課及び担当者においても、補助制度についての理解を深め、補助事業者に対する指導及び適切な進行管理を行うよう改めて周知した。</p>
<p>(2) 非常勤職員の配置について（人事企画課及び業務効率推進課）</p> <p>近年、非常勤職員を多数雇用している。中でも、国の制度に基づく鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用して多数雇用し、これらの非常勤職員が臨時的かつ緊急的な業務にとどまらず正職員の補助的な業務から正職員と同等の業務まで多種多様な業務を担っている状況にある。</p> <p>しかし、この国の制度により雇用された非常勤職員は、制度終了に伴い平成23年度で雇用期間が終了することとされている。このため、非常勤職員を雇用している各職場において、非常勤職員の担っている業務や体制を再検討し、配置期間終了後も業務に支障が生じないようにする必要がある。</p> <p>については、現状の業務実態を十分に検証し、国の制度が終了した後も業務に支障が生じるこ</p>	<p>鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金（以下「基金」という。）の取崩し額の縮小に伴い、平成24年度当初予算編成時に基金を活用して配置されていた非常勤職員が行っていた業務のうち、各所属から引き続き非常勤職員の配置要求のあった業務を個別に点検し、配置を必要と認めた業務については、平成24年度に非常勤職員を配置した。</p> <p>なお、国の平成23年度3次補正予算による基金の積み増し及び終了時期の延長を受け、平成24年度も基金を活用したところである。</p> <p>非常勤職員については、今後も、業務を個別に点検し、業務に支障が生じないよう配置することとしている。</p>

とがないよう対応されたい。	
<p>2 福祉保健部</p> <p>(1) 総合事務所福祉保健局のあり方について(福祉保健課)</p> <p>平成22年4月以降、日吉津村ほか8町において福祉事務所が設置され、平成24年4月には4町で設置予定である。</p> <p>県から町村への事務の移管は、生活保護の決定・支援、母子生活支援施設等の入所決定及び児童扶養手当の認定・支給などを住民に身近なところで一体的に実施するメリットに着目して行っているが、本来移管に先行して検討しておくべき移管後の県の福祉保健局の役割や将来のあり方の検討が十分に行われていない。</p> <p>一方、県の福祉保健分野の業務については、精神疾患の増加や中山間地域における福祉部門としての役割など、新たに取り組むべき課題も生じている。</p> <p>については、町村福祉事務所設置等の動向を踏まえ、福祉保健局の業務を検証した上で、市町村福祉行政との役割分担や福祉保健局のあり方を検討されたい。</p>	<p>平成24年度に総合事務所体制の見直しを行う中で、住民への直接サービスの提供等は住民に近い市町村が実施すること並びに新型インフルエンザへの対応、がん対策及び社会福祉施設の指導監査等高度な専門性を要する業務又は広域調整は県が実施するという役割分担に基づき、平成25年度から、東部福祉保健事務所並びに中部総合事務所及び西部総合事務所の福祉保健局の3事務所制による組織の整備を行った。</p> <p>また、今後一層進行する本県の高齢化社会に対応するためには、持続可能なモデル構築が必要であるとの観点から、平成25年度に設置する日野振興センター日野振興局の中に地域支え愛担当として職員2名を配置して、過疎先進地である日野郡において、県と町との従来の役割分担を超えて連携することにより、地域の実情やニーズに応じた地域福祉(中山間地振興)の取組を推進することとした。</p>
<p>(2) ひとり親家庭等就業向上支援事業の成果継続について(子育て支援総室(青少年・家庭課))</p> <p>本事業は、母子家庭の母が就業に役立つ資格を取得するため養成機関を受講する場合に、高等技能訓練促進費を支給し生活費の負担軽減を図ることにより、経済的な自立を支援する事業である。</p> <p>国の経済対策で、研修期間の後半のみであった支給期間が全期間に延長されたことにより、支給対象者数及び取得した資格の種類は飛躍的に増加している。</p> <p>このことは、修学期間中の生活費の不安が改善されるとともに、正職員としての就労に繋がるなど、母子家庭の経済的な自立を図る上で有効と考えられる。</p> <p>については、事業の継続を国に要望するとともに、「子育て王国とっとり」の実現に向け、現在の支給水準が継続されるよう努められたい。</p>	<p>平成24年度以降も引き続き全期間を支給対象とすることについて、平成23年12月に国に対して要望を行った結果、国の平成23年度第4次補正予算で「安心こども基金」が積み増し・延長されることになり、県としても、平成24年度の入学者について、修学全期間(上限3年)を支給対象として継続支援している。</p> <p>また、平成25年度については、国では新たに父子家庭の父も対象として、全修学期間(上限2年)を補助することとしており、県としても平成25年度6月補正予算において対応している。</p>
<p>(3) 発達障がい児の早期発見及び早期療育について(子ども発達支援課)</p> <p>自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等の発達障がいが増加していることから、平</p>	<p>自らも発達障がい児の保護者であり、発達障がいのある子どもの家族の気持ちに共感し、又は発達障がい支援に役立つ情報を提供するペアレントメンタ</p>

成22年度に実施した定期監査において、発達障がい分野における医師不足の解消や発達障がいへの理解及び支援のあり方を議論するよう意見を述べたところであるが、現状においても次のような課題がある。

- ① 発達障がいは、早期発見、診断及び療育が重要であるが、3歳児健診時又は5歳児健診時に把握した発達障がいの疑いが生じた子供について、保護者が我が子の障がいの疑いを受け入れたくないことなどから、専門機関等に受診する機会を失ったり、時間がかかるといった状況がある。
- ② 発達障がいの診断に対応できる医師や医療機関はもともと少なく、保護者や関係者に十分に周知されていない。
- ③ 個人情報保護の観点から、健診などで把握した発達障がい又はその疑いのある子供の情報が、市町村から幼稚園又は保育所に必ずしも伝えられておらず、個別支援のための関係者の連携の妨げとなっている事例も見受けられる。

については、保護者や関係者の理解を深める取組を強化するとともに、発達障がいの診断ができる医師の養成及び確保をし、発達障がいに対応できる医療機関を保護者や関係者に周知されたい。

また、発達障がい又はその疑いがある子供の情報が、市町村と幼稚園、保育所、学校等で、できる限り共有できるような仕組みづくりについて市町村と協議されたい。

一を平成22年度に養成し、保護者に対して自らの子育ての経験に基づく保護者ならではの視点による情報や医療機関等の情報を提供する等の支援を行っている。そのほか、発達障がいに対する保護者の理解促進を図るため、発達障がい児理解普及啓発講演会等を開催している。

また、保健師及び心理職員の理解促進のため、子どもの心を支援するスタッフスキルアップ研修会等を開催するとともに、発達障がいに対する一般県民の理解を深めるため、講演会の開催、ペアレントメンターによる寸劇等の啓発活動及びホームページ等での情報提供を行っている。

さらに、「エール」発達障がい者支援センターにおいても、発達障がいに関わる家族や保健・福祉・教育等の関係機関を対象とした、自閉症・発達障がいへの正しい理解や支援の方法を広めるための「保育士・幼稚園教諭のためのトレーニングセミナー」等の研修を行っている。

発達障がいの診療ができる医師を養成するために医学講座等を開催しているほか、各地区の小児科医会の定例会で症例を報告してもらうことにより一次的な発達障がいの診断ができる医師を増やす取組を行ったり、医療関係者を委員として構成したネットワーク会議を開催しており、平成24年度も、小児科医・精神科医を交えた症例検討会を開催する等、必要に応じて専門的な医師につないでいく仕組みづくりを検討していくこととしている。

また、実際に発達障がいを含む子どもの心の診療を行っている医療機関（医師）については、「子どもの心の診療ネットワーク整備事業協力医師、医療機関」として、平成24年7月から、子ども発達支援課ホームページに掲載しており、今後も掲載者を増やしていくこととしている。

発達障がい又はその疑いがある子どもについて、市町村における幼稚園・保育所等との情報共有の構築も含めた発達障がい者支援体制整備の取組に対して、平成22年度に補助制度を創設し、申請数は平成22年度及び23年度は各1町であったが、実施条件を平成24年度に緩和したことから、平成24年度は4町村に増加し、市町村に対しては、発達障がい者支援体制整備検討委員会において引き続き意見聴取・協議を行い支援体制の充実に努めることとしている。

なお、市町村における情報共有に関する体制の整備状況を調査した結果、就学前に行われる移行支援

	<p>会議又は保育所・小学校連絡会等の実施及びこの連絡会への保健師の参加、5歳児健診への教育関係職員の関与、教員の保育所訪問並びに保育士又は保健師の小学校訪問といった、保育・保健・教育と連携して小学校入学時前後の支援を行う市町村数は着実に増加している。</p> <p>また、幼児期の支援の調整役を担う発達支援コーディネーターの養成講座を、市町村の保健師、保育士を対象に平成24年度から2年間かけて実施することとしており、研修が終了した平成26年度以降、教育機関関係職員とのより密接な連携を期待しているところである。</p>
<p>(4) 看護教員の養成確保対策について（医療政策課）</p> <p>看護師不足の解消に向け、看護教員を安定的に確保するという課題に対応するため、平成22年度に実施した定期監査において、福祉保健部と病院局との連携により看護教員を計画的に養成するよう意見を述べたところである。</p> <p>平成23年度は、病院局の協力を得て看護教員養成研修の受講希望者を1名確保できたが、国で廃止となった研修コースの代わりとして依頼した他県の研修コースへの参加人数に制限があったため受講見送りとなった。</p> <p>国は、看護教員養成研修の実施を廃止する一方で、看護教員養成の質と量の平準化を図る観点から地域ブロック単位で調整し講習会を実施するよう求めているが、中国四国ブロックの受講希望者を受け入れる継続的で十分な実施体制の調整は行われていない。</p> <p>看護教員の養成は、本県をはじめ各県に共通した課題であり、これまで同様に国が直接養成するか、又は、国が責任をもって地域ブロック内の研修体制を構築する必要があると考える。</p> <p>また、平成23年度から倉吉総合看護専門学校の設定が10名増員されたが、看護師としては看護教員よりも病院勤務の継続を希望する意向が強いこと等により、看護専門学校での看護教員の確保が困難な状況にある。</p> <p>については、看護教員養成研修の継続的な実施について国に強く要望するとともに、中国地方知事会や関西広域連合と連携しながら早急に看護教員の養成体制を確保されたい。</p> <p>また、看護教員の資格取得を促進するため、看護教員になることの動機付けの方策について、</p>	<p>看護教員養成講習会への派遣については、平成23年10月の中国知事会において、看護教員養成講習会への受講希望者が受講できる体制を作っていくと合意されたことを受け、平成24年度の講習会非開催県の受講について中国四国ブロック各県で受講の固定枠が設定され、3名が受講（中央病院1、厚生病院1、鳥取看護高等専修学校1）した。平成25年度は、県外者受入枠が比較的多いため受講希望者2名（中央病院1、厚生病院1）が受講できることとなった。</p> <p>また、国に対して、平成23年7月に、国が責任を持って看護教員養成所の専任教員確保体制をつくることを、平成24年3月の都道府県看護行政担当者会議では、国が看護教員養成講習会の受講について調整することを、同年7月には、講習会開催県に負担のないよう予算措置を講ずることを求めたところである。</p> <p>なお、看護教員養成講習会以外での養成について、鳥取大学に県立病院の看護師1名を2年間（平成24～25年度）研修派遣し、看護教員の資格を取得予定である。また、鳥取大学大学院に看護教員の資格取得に必要な4単位（平成24年度時1科目2単位）の設置を依頼し、平成25年度には2科目4単位が設置された。</p> <p>さらに、平成24年度からは、鳥取大学地域枠の新入生に対し、看護教員の資格取得に必要な科目のうち1年次に取得できる科目を選択するよう勧める等の働きかけを行っているところである。</p> <p>また、看護教員の資格取得の促進に関しては、従来から、県立看護学校の看護教員になった場合に基本給を上げたり、教員の実務経験を病院における昇任の判断材料としているところであり、平成24年度</p>

<p>関係機関と連携し検討されたい。</p>	<p>からは、修学資金及び奨学金貸付金の返還について、看護教員としての従事期間は全額免除とするよう条例を改正した。</p>
<p>(5) 医療費適正化のための後発医薬品の使用促進について（医療指導課）</p> <p>本県の1人当たりの医療費は全国平均を常に上回っているため、平成20年度に医療費適正化計画を策定し、医療費の適正化に取り組んでいる。</p> <p>また、医療費総額に占める薬剤費の割合は低くないが、安価な後発医薬品への転換については情報不足や安定供給への懸念があり進んでいない。平成24年度までに後発医薬品の数量シェアを30パーセント以上にするという国の目標に対して、本県の実績は平成22年度で21.6パーセントと全国平均以下である。</p> <p>このような中、県は、ジェネリック医薬品安心使用促進協議会を設置し、後発医薬品の使用状況等の現状把握及び普及啓発、情報提供の実施方法等について検討を行うとともに、国が作成したリーフレットを医療機関等へ配布する等の普及啓発を図っているが、十分に周知されているとは言い難いと思われる。</p> <p>については、後発医薬品の情報を県民及び医療関係者に提供するとともに、県病院協会、県医師会及び県薬剤師会などに要請する等、後発医薬品の利用を促進されたい。</p>	<p>県では、平成24年3月に県内45病院の後発医薬品採用リストをホームページに掲載するとともに、各病院、県医師会、県歯科医師会及び県薬剤師会等へ配布して最新の採用情報を周知した。</p> <p>また、後発医薬品に関する認識・理解を深めるため、医師、歯科医師及び薬剤師等を対象とした研修会を平成24年11月に開催した。</p> <p>なお、平成23年度からは、後発医薬品普及啓発のためのチラシ等の配布及び後発医薬品に切り替えた場合薬代がどのくらい軽減できるかを国民健康保険被保険者に対して紹介する差額通知等を行った場合の経費についても、国及び県の調整交付金を交付する等、市町村における取組を支援している（平成24年度は13市町村が実施）。</p> <p>これらの取組により、平成25年2月の後発医薬品の数量シェアは、全国平均29.5パーセントに対し、鳥取県の実績は29.9パーセントとやや上回っている状況である。</p>
<p>3 会計管理者</p> <p>(1) 会計事務の改善について（会計指導課）</p> <p>平成23年度に実施した定期監査では、未だに多くの会計事務に関する不適正な事務処理が見受けられた。</p> <p>については、次のことについて、事務処理が適正かつ効率的に行えるよう事務の改善を検討されたい。</p> <p>ア 現金（証券）領収証書の取扱いについて</p> <p>現金（証券）領収証書の取扱いに関し、表紙に番号・部数等を記載していない等の不適正な事務処理が多く見受けられたので、表紙に注意事項（番号・部数の記載欄や記載方法等）を予め印刷するなどして、不適正事務の発生防止に努められたい。</p> <p>また、現金（証券）領収証書は年度ごとに100部綴りとなっているが、半分以上が未使用のまま残る機関が見受けられたので、状況に</p>	<p>アについて</p> <p>平成24年度から、現金（証券）領収証書の表紙裏面に年度や部数を記入するための記入欄をあらかじめ印刷するとともに、表紙裏面には、番号・部数の記載方法等、使用の前後に必ず行わなければならない事項を印刷した。</p> <p>また、これまでの100部綴りに加えて、平成24年度使用分から新たに20部綴りを作成した。</p>

<p>応じた部数とするなどの運用を検討されたい。</p> <p>イ 現金の引継事務について</p> <p>「分任出納員が現金を受領した場合は出納員に引き継ぎ、出納員が指定金融機関に払い込む」こととなっているが、分任出納員が受領した現金を出納員に引き継ぐことなく、自らが出納員名で指定金融機関へ払い込んでいる事例が見受けられた。</p> <p>現金の取扱いは、特に厳正な事務処理を行う必要があることから、現金の引継事務が適正に行われるよう注意喚起されたい。</p> <p>ウ 遅延利息及び違約金の率の契約書への記載について</p> <p>遅延利息や違約金の率については、契約書に具体的な率を記載することとなっており、その率は毎年変更されている。このため、誤って過去の率を契約書に記載して契約を締結している事例が見受けられたので、契約書の遅延利息等の条項の記載を「鳥取県会計規則第120条に規定する率」と改正する等、誤りが減少する方策を検討されたい。</p>	<p>イについて</p> <p>分任出納員が受領した現金については、平成24年3月30日付けで鳥取県会計規則を改正し、出納員に引継ぐ方法に加え、分任出納員が指定金融機関に直接払い込むことも認め、その場合は、出納員が年2回以上検査をすることにより事務処理の適正を確保できるようにした。</p> <p>なお、引き続き現金を出納員に引継ぐ方法をとる所属に対しては、平成24年に開催した制度改正説明会、新規出納員及び分任出納員を対象とした研修会及び会計事務別研修会で、適正な事務処理の指導を行うとともに、今後も研修会等において引き続き指導をすることとしている。</p> <p>ウについて</p> <p>契約条項の標準例を定めた「契約書の様式について」を平成23年3月に一部改正し、契約書の遅延利息等の条項の記載例を、「契約締結日現在において鳥取県会計規則(昭和39年3月30日鳥取県規則第11号)第120条第1項に規定する率」とした。</p>
<p>(2) 保守管理委託契約に係る予定価格の設定について (会計指導課)</p> <p>平成23年度に実施した定期監査の重点事項として、予定価格が100万円以上の委託契約(建設工事に関する設計、調査及び測量の委託を除く。)566件について予定価格の積算方法を確認したところ、中央監視盤、電話交換機の保守管理の契約等で相手方からの参考見積額をそのまま予定価格として随意契約を行っているものが見受けられた。</p> <p>設備や機器の保守管理業務は、大半が設置業者でなければ実施できないものであり、随意契約もやむを得ないと考えるが、予定価格を積算するための知識を持った職員のない機関では、相手方の提案どおり契約金額が決定されるおそれがある。これらの契約を実態に応じた契約額とするためには、予定価格を適切に設定することや将来の保守管理経費を考慮して契約額を決定する必要がある。</p> <p>については、設備や機器の保守管理契約を随意契約による場合の予定価格が適切に設定される</p>	<p>次の2点について、平成24年3月に周知、指導するとともに、会計事務別研修会等で指導を行っている。</p> <p>(1) 設備又は機器の保守管理が設置業者等でなければ受注できない場合及び新たにそれらを設置する場合には、予定価格の積算・設定がより適正で取引実態に即したものになるよう、労務単価表及び仕様書例等が掲載されている施設管理マネジメントデータベースを活用すること並びに総務部営繕課の助言等を受けること</p> <p>(2) 新たに設備又は機器を設置する場合でその保守管理を設置業者等でなければ受注できないときは、設置経費に加えてできるだけ将来の保守管理経費も考慮し、より経済的な発注を行うこと</p> <p>なお、平成23年11月以降の複写機の調達は、全て保守管理経費も含めて発注している。</p>

<p>よう、専門的な知識を持った機関で審査を行う等の方法を検討するとともに、新たに設備や機器を設置する際には、将来の保守管理経費を考慮した経済的な発注を行うよう検討されたい。</p>	
<p>4 教育委員会</p> <p>(1) 心の病気を抱える教職員への対応について (福祉室(教育総務課))</p> <p>近年、各職場において心の病気を抱え長期休業している職員が増加しており、メンタルヘルス対策として、知事部局及び警察本部では意識啓発、発症予防、早期発見・早期対応、療養支援、復職支援及び再発予防等の各種対策を講じており、一定の成果を上げている。</p> <p>一方、教育委員会でも各種対策が講じられているが、知事部局及び警察本部では30日以上長期病気休業者の状況を把握し、主治医等と連携したきめ細かな療養支援を早期に実施しているのに対し、教育委員会では、県立学校の教職員等の30日以上長期病気休業者の報告は受けているが、きめ細かな療養支援を行う体制はとられていない。さらに、小中学校の教職員については、任命権は県教育委員会にあるものの、健康管理を含めた服務監督は市町村教育委員会の所管であるため、県教育委員会では任命権者として、90日以上休職者に対する復職支援を中心とした対応にとどまっている。</p> <p>教職員の心の病気は、次世代を担う子どもたちの教育に大きく影響を及ぼすことから、早期に発見し、早期に対応することが極めて重要である。</p> <p>については、市町村教育委員会と連携し、心の病気を抱える教職員の実態を把握するとともに、早期に対応するための役割や方策を協議し、各教育局も含めて、心の病気のきめ細かな健康管理のあり方について検討されたい。</p>	<p>教職員のメンタルヘルス対策については、県の教育行政を円滑に推進する上で重要であると認識し、様々な支援策を実施している。特に心の病気を抱える教職員を早期に発見し、早期に対応することが極めて重要であると考え、平成24年度からは、健康管理全般を担当する健康管理主事とは別に、心の健康相談員(非常勤職員)を教育総務課に1名配置し、教職員からの電話・メール相談への対応、病気休暇取得者の面接相談及び復職者等に対する職場訪問等きめ細かな療養支援等を実施している。</p> <p>県に服務監督権限のない市町村立学校の教職員についても従来から電話・メール相談等に応じているが、平成24年度においては、市町村教育委員会と教育行政について意見・情報交換等を行う場である教育行政連絡協議会で心の健康相談員の活用等支援策について協議するとともに、30日以上長期病気休業者について、その実態を把握し、市町村教育委員会と連携して、学校訪問、個人・管理職面談等の実施、学校への指導或いは医療機関等からの意見聴取等を行うなど、復職に向けて最適と思われる対応に一層努めている。</p> <p>なお、平成25年度における取組としては、従来から実施している管理監督者のためのメンタルヘルス研修会及び教職員を対象とした心の健康対策研修会の開催のほか、メンタルヘルスに対する意識調査の実施、平成24年度までの病気休暇取得及び病気休業者の発症原因の分析等を実施することとしている。</p>
<p>(2) 特別支援教育の充実等について (特別支援教育課、高等学校課)</p> <p>特別支援学校の教員は、特別支援学校の教員免許が必要であるが、免許を所有していない教員がいる。これは、小中学校等の教員免許を所有していれば「当分の間」特別支援学校の教員となることができるとされていることによるものである。</p> <p>一方、特別な支援を必要とする児童生徒が増加している中で、高等学校においては、中学校</p>	<p>特別支援学校の教諭の特別支援学校教諭免許状の保有率は職種間の人事異動により変動はあるものの平成24年5月現在では75%となっている。当面は、取得率9割以上を目標に、認定講習開催の通知、学校長等を通じた講習会の計画的な受講の指導及びホームページでの講習の情報提供等により、取得率の向上に努め、障がいのある児童生徒に学校全体で対応できる体制づくりを行うこととしている。</p>

からの個人情報の円滑な伝達が行われていないことや体制整備への対応が遅れていること等により、障がいのある生徒の受入れや卒業後への対応が、不十分となっている。

高等学校課ではこれらに対処するため、教員を大学等に派遣して発達障害のある生徒に適切に対応できる知識を有する教員を養成するとともに、東部地区、中部地区及び西部地区のそれぞれに特別支援教育推進モデル校を指定して特別支援コーディネーターを配置し、支援体制整備に取り組んでいるが、まだ緒についたばかりで十分とは言い難い。

また、個人情報の円滑な伝達が行われていないのは、個別の教育支援計画の意義や高等学校における取組が、中学校や保護者に十分伝わっていないことにより、障がいに係る個人情報を高等学校へ提供しようというインセンティブが働いていないことが考えられる。

については、多くの教員が特別支援学校の教員免許を取得することを推奨して、障がいのある児童生徒に対して組織全体で対応できる体制を検討されたい。

また、保護者等の理解を深め、高等学校入学の際の個人情報の円滑な伝達を図るとともに、就学時から就労又は進学までの一貫した支援の仕組みを構築し、特別支援教育の充実等に取り組まれたい。

なお、小・中・高等学校においても特別な支援を必要とする児童生徒数が増加し、特別支援教育の専門性が求められていることから、平成22年度からは、講習受講対象を常勤講師及び非常勤講師にも広げ、県の特別支援教育の充実を図っている。

特別な支援を必要とする生徒の高校への進学に際しては、本人・保護者の同意を得た上で、個別の教育支援計画を活用して中学校から進学先高校へ情報を引き継ぐ取組を行っており、毎年11月に開催する高校入試説明会において、高校への引継ぎの重要性及び手続について周知すること等により平成22年度入学生の情報の引継ぎの8名から平成23年度は43名、平成24年度も51名と大きく増加しており、平成24年度には保護者啓発リーフレットも作成し小・中・高校等に配布した。

また、市町村教育委員会に対して、平成24年度に小・中・高等学校の通常学級における個別の教育支援計画の作成状況を照会した結果を踏まえて、今後、円滑な情報提供の仕組みづくりについて検討していくこととしている。

特別な支援を必要とする生徒への指導・支援に学校全体で取り組む体制を推進するため、平成22年度から全ての県立高校において校内研修を実施しており、平成24年度は、全教職員がLD(学習障がい)等専門員から具体的な事例を元にして、生徒に対して実践できる支援方法を検討する校内研修を実施した。

また、平成23年度から2年間、モデル校3校において、特別支援学校の高校担当教員及び研究推進委員からの指導助言を受けて支援のあり方に関する実証的研究を進めることにより、教職員の障がいへの理解の深まりや組織的な支援が進み、中途退学者や不登校生徒が減少した。その成果を全県の高校特別支援教育担当者を対象とする連絡会議において、情報提供するとともに各校で取り組み可能な支援や校内体制等を周知し、高校における特別支援教育の充実を図っていくこととしている。

併せて、非常勤のスクールカウンセラーの配置時間数の増加及び非常勤のスクールソーシャルワーカーを拠点校方式により鳥取緑風高等学校及び米子白鳳高等学校に配置することについて平成25年度当初予算で対応したほか、医療機関と連携した内部人材の育成及び教育相談の中心的な役割を果たす教員の養成を目的として、毎年1名を1年間、鳥取大学医

	<p>学部の臨床心理学専攻講座に現職教育研修として派遣している。</p> <p>発達障がいのある生徒の就労・進学に向けた支援については、モデル校 3 校のうちの 2 校で実施しており、大学等の進学先への移行支援は実施することができたが、就業先への情報提供については本人・保護者の理解を得ることが困難な状況となっている。これは、情報提供することで就業が不利になるのではないか等の不安が大きなき要因と考えられ、不安解消のために、今後一層ハローワーク等関係機関との連携を進めていかなければならないと考えている。</p>
<p>(3) 養護学校の実習生産品に係る事務処理について (教育環境課)</p> <p>養護学校では生産品に係る事務処理は、県立高等学校実習生産品等会計事務取扱要領に準じて実施している。</p> <p>各養護学校では生産品の種類をあまりにも細かく分類しているため、事務処理に多大な労力をかけている。</p> <p>商品となりうる物品の生産、販売等を行うことを通じて職業人を育成しようとする高等学校の実習と異なり、養護学校では生徒の自主性と生産する過程を重視し、市中で商品となるような生産品の販売を目的としていないため様々な種類の生産品があり、高等学校と同一のルールで事務処理を行うと非常に煩雑となる。</p> <p>また、一部の養護学校では、生産時に帳簿に登載せず、売却時に生産されたような事務処理を行う等、定められたルールと異なる事務処理を行っている状況が見受けられた。</p> <p>については、養護学校における生産品作成の目的を再確認し、不適正な経理処理を防止しつつ、事務の簡素・合理化の観点から事務処理のあり方について検討されたい。</p>	<p>特別支援学校における作業学習の実態にあわせた事務処理を行えるよう、同一単価の品目をまとめて記載することを可能とするとともに、生産品処理簿を廃止して、生産伝票、処分伝票及び在庫管理伝票で管理を行う等、県立高等学校実習生産品等会計事務取扱要領とは別に、県立特別支援学校作業学習生産品会計事務取扱要領を新たに制定し、平成24年度以降、この要領に基づき事務処理を行っている。</p>

鳥取県監査委員公告第 9 号

地方自治法 (昭和22年法律第67号。以下「法」という。) 第242条第 1 項の規定による措置請求について、同条第 4 項の規定による監査を行ったので、その結果を次のとおり公表する。

平成25年 8 月 19 日

鳥取県監査委員 岡 本 康 宏
 鳥取県監査委員 伊 木 隆 司
 鳥取県監査委員 湯 口 夏 史

第 1 住民監査請求（鳥取県職員措置請求書）の概要

1 監査の請求

(1) 請求人

西伯郡南部町西町44 坪倉 嘉昶
西伯郡南部町福成997-29 花房 和夫
境港市渡町1505-2 松本 裕吉
鳥取市卯垣 2-123 田中 勇
請求人代理人 米子市東町410 弁護士 高橋 敬幸

(2) 請求のあった日

平成25年6月21日

第 2 請求の要旨

1 請求人の主張

(1) 平成23年度における鳥取県議会議員全員の政務調査費について、公文書開示請求により入手した政務調査費収支報告書（以下「収支報告書」という。）及び添付書類を調査したところ、政務調査費の使途として不適正なもの又は適正な使途として疑問なものがある。

(2) これらの議員は、政務調査費の使途として不適正なものについては、県に返還する義務がある。

(3) 鳥取県知事及び鳥取県議会議長は、これらの議員に対して返還請求権（不当利得返還請求権）を有しているところ、鳥取県知事及び鳥取県議会議長は、その返還請求を怠っており、これは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実に該当する。

（摘示のあった議員）

市谷知子議員、上村忠史議員、内田隆嗣議員、内田博長議員、興治英夫議員、国岡智志議員、
斉木正一議員、砂場隆浩議員、谷村悠介議員、鉄永幸紀議員、錦織陽子議員、長谷川稔議員、
浜崎晋一議員、浜田妙子議員、廣江式議員、広谷直樹議員、福田俊史議員、福間裕隆議員、
藤井省三議員、藤縄喜和議員、前田八壽彦議員、安田優子議員、山口亨議員、横山隆義議員

（以上24名）

2 措置請求

鳥取県知事及び鳥取県議会議長に対し、以下のための必要な措置をとることを勧告するよう請求する。

(1) 全議員に対して、再度、政務調査費の使途の調査（鳥取県政務調査費交付条例施行規則（平成16年鳥取県規則第58号。以下「規則」という。）に定める使途基準に合っているかについての調査も含む。）、収支報告書の写し及び証拠書類の写しとの突合などを行い、不適正な使途による政務調査費を県に対し返還させること。

(2) 全議員に対して、不当な支出を是正させること。

第 3 請求の受理

1 受理

監査委員は、次の理由により、本件請求を、精算額の確定による政務調査費の返還請求を怠る事実に対する住民監査請求として、法第242条に規定する請求の要件を具備しているものと認め、平成25年6月28日付けで受理した。

2 理由

本件請求のあった日は、県が政務調査費の精算額を確定した日から1年を経過しておらず、精算額の確定による返還請求を怠る事実については、住民監査請求の対象となるものである。

なお、措置請求は、全議員に対する全項目に亘る監査の実施を求めているが、平成2年6月5日の最高裁判所判決（民集44巻4号719頁）では「監査請求の対象は個別的、具体的に摘示されたもの以外は、監査委員は監査する義務を負わない。」と判示している。

したがって、住民監査請求に基づく監査対象としては、本件請求書に記載されている個別的、具体的に摘示された事項とした。

第 4 請求の理由

請求人から提出のあった鳥取県職員措置請求書を原文のまま末尾に記載する。

第 5 請求人の証拠の提出及び陳述の機会

法第 242 条第 6 項の規定により、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、証拠の提出はなかったが、陳述の申出があり、平成 25 年 7 月 3 日に公開により陳述を聴取した。

1 陳述の概要

陳述の概要は、以下のとおりである。（住民監査請求書との重複事項を除き、要約して記載する。）

(1) 今回の視点について

ガイドラインは一応正しいものとして、ガイドラインとの関係でどのようにガイドラインに違反しているがあるいはガイドラインの趣旨が侵されているのではないかと、そういう問題の指摘をする形でこのたびは請求をした。平成 23 年度のうちの 9 月までは旧ガイドライン、10 月からは新ガイドラインに基づいて住民監査請求を行った。

(2) 全議員の監査について

本件の監査請求については、添付資料に記載して指摘した 19 名についてのみ監査委員に対して措置請求をしているのではない。19 名については一定の分析の過程からそのようになっただけであり、監査委員に対しては、全議員に対し再度このガイドライン等の基準に合っているかについて突合を行って、そして不適正なものについては県に対して返還させるという措置を求めている。19 名になった経過については、政務調査費の 4 項目（調査研究費、広報費、事務所費、事務費）は多く使った上位 5 人をそれぞれピックアップし、人件費については、全員チェックした。さらに 1 議員については、資料購入費についても問題として検討した。問題にした項目は、9 項目中 6 項目である。6 項目についてしか行っていないので、それを指摘するに留めているが、少なくともすぐに目についただけでもこれだけの問題点がある以上、全議員に対して、きちんと監査委員は監査を行っていただきたい。

(3) 住民監査請求書の訂正について

請求人から次のとおり請求書の訂正の申し出があり、了承した。

藤井議員について、議会事務局から情報公開請求で提供した文書中に藤井議員の政務調査活動報告書 3 枚が欠落していた旨の報告があったので、当該調査報告書を提出していないものとして記載していたところを削除した。

国岡議員について、請求人が固定資産関係として事務所等の修繕などに関するお金は本来、政務調査費を使うべきでなかったと指摘していた部分について、情報公開請求後に、国岡議員自らが、これは政務調査費としては支出しないということで修正したので、この部分を削除した。

第 6 請求書の訂正

請求人から平成 25 年 8 月 7 日付けで興治英夫議員の政務調査費（明石駅での週刊誌代）の削除、その他文言を修正した鳥取県職員措置請求書（住民監査請求）訂正書が提出され、了承した。

第 7 監査の実施

1 監査対象事項

平成 25 年 6 月 21 日に受理した鳥取県職員措置請求書（住民監査請求書）、同年 7 月 3 日の陳述及び同日並びに 8 月 7 日の訂正を一体の請求として扱い、監査対象事項は、具体的に摘示されている平成 23 年度において議員に交付された政務調査費の使途に係る次の事項とした。

24 名の議員の政務調査費に係る摘示事項

ア 市谷知子議員の政務調査費に係る摘示事項（11 件）

イ 上村忠史議員の政務調査費に係る摘示事項（24 件）

ウ 内田隆嗣議員の政務調査費に係る摘示事項（24 件）

エ 内田博長議員の政務調査費に係る摘示事項（4 件）

- オ 興治英夫議員の政務調査費に係る摘示事項（7件）
- カ 国岡智志議員の政務調査費に係る摘示事項（56件）
- キ 斉木正一議員の政務調査費に係る摘示事項（3件）
- ク 砂場隆浩議員の政務調査費に係る摘示事項（21件）
- ケ 谷村悠介議員の政務調査費に係る摘示事項（58件）
- コ 鉄永幸紀議員の政務調査費に係る摘示事項（31件）
- サ 錦織陽子議員の政務調査費に係る摘示事項（15件）
- シ 長谷川稔議員の政務調査費に係る摘示事項（2件）
- ス 浜崎晋一議員の政務調査費に係る摘示事項（6件）
- セ 浜田妙子議員の政務調査費に係る摘示事項（49件）
- ソ 廣江弑議員の政務調査費に係る摘示事項（1件）
- タ 広谷直樹議員の政務調査費に係る摘示事項（1件）
- チ 福田俊史議員の政務調査費に係る摘示事項（43件）
- ツ 福間裕隆議員の政務調査費に係る摘示事項（5件）
- テ 藤井省三議員の政務調査費に係る摘示事項（28件）
- ト 藤縄喜和議員の政務調査費に係る摘示事項（3件）
- ナ 前田八壽彦議員の政務調査費に係る摘示事項（1件）
- ニ 安田優子議員の政務調査費に係る摘示事項（2件）
- ヌ 山口享議員の政務調査費に係る摘示事項（5件）
- ネ 横山隆義議員の政務調査費に係る摘示事項（2件）

2 監査対象機関

鳥取県議会事務局（以下「議会事務局」という。）

3 監査実施期間

平成25年6月28日から同年8月9日まで

4 監査の実施方法

(1) 監査の実施方針

監査委員は、定期監査において、条例第4条第2項に基づき定められた「政務調査の用途及び手続に関する指針」（以下「ガイドライン」という。）により適否を判断しており、本件請求に基づく監査においても平成23年度に適用されていたガイドラインをその用途基準として取り扱うこととした。

(2) 議会事務局の監査の実施

24名の議員について、本件摘示事項について、収支報告書と証拠書類の写しを突き合わせ、その上でガイドラインに沿った支出がなされているかについて監査を実施した。

(3) 関係人の調査

本件請求の監査に当たっては、本件摘示事項を踏まえ、支出目的及び内容の確認を要するものについて、法第199条第8項の規定に基づき、必要に応じ17名の議員に対し、文書照会等による調査を行った。

5 監査の執行者

監査委員 岡 本 康 宏

監査委員 伊 木 隆 司

監査委員 湯 口 夏 史

6 監査委員の除斥

本件請求は議員の政務調査費の用途に関するものであるため、議員である監査委員浜田妙子及び監査委員前田八壽彦は、法第199条の2の規定に基づき監査に加わらなかった。

第8 本件請求に対する結論及び勧告

第2の2の(1)の「全議員に対して、再度、政務調査費の用途の調査（鳥取県政務調査費交付条例施行規則（平成16年鳥取県規則第58号）に定める用途基準に合っているかについての調査も含む。）、収支報告書の写

し及び証拠書類の写しとの突合などを行い、不適正な用途による政務調査費を県に対し返還させること。」及び(2)の「全議員に対して、不当な支出を是正させること。」について

1 監査委員の判断

本件請求に基づき、摘示のあった議員に対し関係人調査を行う等の監査を行った結果は、「第9本件請求に係る監査の結果」に示すとおりであるが、次のとおり不適切な事項があった。

- (1) 後援会活動に関する郵送料が含まれていたため、不適切な支出と判断されるものが3件128,150円あった。
- (2) 燃料費等の積算方法が適切でないため、不適切な支出と判断されるものが2件3,791円あった。
- (3) 政務調査活動として関係が不明な宿泊料のため、不適切な支出と判断されるものが1件4,800円あった。
- (4) 個人的資格要件で加入している団体の会費であったため、不適切な支出と判断されるものが1件1,000円あった。
- (5) 年度内の政務調査活動に寄与したとは認めがたい物品を年度末に購入していたため、不適切な支出と判断したものが、7件208,820円あった。

(1)から(5)までの事項については、収支報告書の修正及び所要の返還措置を講ずる必要があると判断する。

これによる修正及び返還が必要な額は、次表のとおりである。

平成23年度政務調査費修正必要額及び返還必要額

(単位：円)

議員名	収支報告書既報告額 a	監査委員が認めたい修正必要額(不適切な額) b	既報告額から不適切な額を除いた額 c = a - b	監査開始以降に議員が修正した額 d	平成23年度に交付された政務調査費 e	返還必要額 f = e - c + d (f < 0の場合0)	不適切な事項の該当箇所
浜崎晋一議員	2,910,759	128,150	2,782,609	Δ128,150	2,910,759	0	(1)
上村忠史議員	3,182,430	9,591	3,172,839	Δ5,800	3,000,000	0	(2) (3) (4)
谷村悠介議員	3,128,083	208,820	2,919,263	0	3,000,000	80,737	(5)
合計		346,561				80,737	

(注) a及びeの額は平成25年6月28日(請求書受理日)時点の額である。

なお、(1)から(5)までの事項以外に不適切な政務調査費の用途は認められず、定期監査においても必要な調査を行ったことから、全議員について再度の調査を行う必要性は認められなかった。

2 勧告

平成23年度に交付した政務調査費について、法第242条第4項の規定に基づき鳥取県知事及び鳥取県議会議長に対して次のとおり勧告する。その措置については平成25年10月19日を期限として回答すること。

<政務調査費に係る収支報告書の是正及び返還措置>

1で認められた不適切な支出について、既に修正報告がなされたものを除いて、収支報告書を是正させ、当該是正に応じて政務調査費を返還させる措置を講ずること。

第9 本件請求に係る監査の結果

1 政務調査活動報告書に関する摘示事項について

(1) 請求人の主張要旨

ア 政務調査活動報告書として、同一内容の書類を提出していた。

イ 記述が乱暴で突っ込んだ調査をした跡が見受けられない。県政の課題に対してどのような政策マインドを抱いて研修や調査をしたのかが見えず、内容が政務調査活動報告書の体をなしていない。

ウ 儀礼的意味合いを持つ交流事業への参加が主たる目的の活動である。

エ 視察途中に世界遺産指定の「相倉合掌造り」集落を見学しているが、本来の視察目的から外れている。

(2) 摘示事項

① 7月19日島根原子力発電所の視察（(1)アに該当）

議員：内田隆嗣、斉木正一、鉄永幸紀、浜崎晋一、藤縄喜和、前田八壽彦、安田優子、山口享、横山隆義

② 8月24日～8月26日北海道政務調査（(1)アに該当）

議員：内田博長、斉木正一、広谷直樹

③ 10月18日～10月19日北陸地方政務調査（(1)ア及びエに該当）

議員：内田博長、斉木正一、福田俊史

④ 平成24年1月9日～1月12日台湾調査（(1)ウに該当）

議員：福田俊史、藤縄喜和、山口享、横山隆義

⑤ 県外政務調査活動報告書（(1)イに該当）

議員：谷村悠介議員 2月17日（大阪府庁）、3月29日（松山市）

長谷川稔議員 3月11日（福島県）、3月22日（岡山県）

(3) 監査の結果

(2)の①、②及び③（(1)のアに関する部分に限る。）並びに(2)の⑤については、ガイドラインでは政務調査活動報告書について様式を定め、調査事項、調査年月日、場所、調査の相手方、目的・内容・結果等をまとめることとされており、各議員の政務調査活動報告書を確認したところ、所定の様式にそれぞれの項目に沿って記載されていた。

政務調査活動報告書が同一の内容であったとしても、議員が自らの報告として認識しているのであれば、不適正とは言えない。また、必要事項が記載されていれば、記述内容は議員の判断に委ねられているので、簡略したような文面であったとしても、不適正とは言えない。

また、(2)の④については、儀礼的な交流事業かどうかは、実態で判断すべきであり、議員自身が政務調査活動として行ったものであることを確認できたので不適正とは言えない。

以上の事項については、いずれも不適切な支出でないと判断した。

(2)の③の(1)のエに関する部分については、3人の議員に対し、関係人調査を行ったところ、北陸方面の調査の際に訪問したもので、本県の観光振興策の参考とするため、地域資源を活用した観光の取組の調査を行ったとの回答があった。政務調査活動報告書に記載されていないが、政務調査活動として行った事実が確認できたので、支出は不適正とは言えないと判断した。ただし、政務調査活動報告書を修正する必要がある。

2 按分支出に関する摘示事項について

(1) 請求人の主張要旨

ガイドラインは、「政務調査活動」とその他の「政治活動」が混在する活動に要した経費についての按分率について、「原則として議員自らがその活動内容や実績により算定し明らかにする（按分の根拠を明示すること）」ことを求めている。

按分の根拠が明示されていない支出の計上は、ガイドラインを無視したものとして、政務調査費の充当は認められない。

(2) 摘示事項

ア 内田隆嗣議員の5月分事務所賃借料外22件

イ 興治英夫議員のシャープペン・ボールペン外5件

ウ 国岡智志議員の電子辞書代外50件

エ 砂場隆浩議員の政務調査レポート代外18件

- オ 谷村悠介議員の事務所用棚外 1 件
- カ 鉄永幸紀議員の県政報告印刷費外26件
- キ 錦織陽子議員の封筒代（議会報告送付用）外14件
- ク 浜崎晋一議員の議会報告の郵送料外 3 件
- ケ 浜田妙子議員の事務所賃借料・駐車場料（4 月分）外47件
- コ 福間裕隆議員の議会だより作成経費外 4 件
- サ 藤井省三議員の 4 月分燃料代外 3 件

(3) 監査の結果

議会事務局に按分率の根拠の明示について確認したところ、文章若しくはガイドラインに示す按分計算の例のように明示することが望ましいものではあるが、その算出結果による按分率が示されていれば按分率の根拠を明示したものと認めて運用しているとの回答があった。

その回答を受け、ガイドラインが適切に運用されているか実態を確認する必要があると判断し、議員に対し、当該摘示事項における政務調査活動と他の活動との按分について証拠書類の確認と併せて、関係人調査を行ったところ、各議員から別表のとおり活動内容及び実績に基づき政務調査活動に充当している経費である旨の回答を得た。

議員がガイドラインに沿って自らの責任に基づき按分率を決定し、計上したものであることから、次に記載するもの以外のものについては、不適切な支出ではないと判断した。

浜崎晋一議員の議会報告に係る郵送料及び葉書費用（広報費）については 3 件あり、そのうち 6 月 16 日の議会報告は殆どが後援会活動に係る内容であり、郵送料101,150円は、不適切な支出と判断した。また、12月8日、3月8日の議会報告は、前議会の報告と次議会の質問案件の内容であるが、問い合わせ先が後援会となっていることから政務調査活動と後援会活動が一体となっており、按分率を100パーセントとすることは認められないと判断した。

このため、議員に確認したところ、按分率80パーセントに見直すとの回答があった。この按分率は、議員が改めて見直して決定されたものであり、ガイドラインの運用に照らし、不適切とは言えない。したがって、当初の按分率100パーセントから80パーセントに修正されたことによる20パーセントの減に相当する額（60,000円のうち12,000円、75,000円のうち15,000円）は、不適切な支出であったと判断した。

なお、平成23年度政務調査費収支報告書は、議員により平成25年8月5日付けで次のように修正報告がなされている。

- ・ 6月16日の議会報告は、郵送料101,150円全額を削除
- ・ 12月8日及び3月8日の議会報告は、葉書代について、按分率80パーセントで再計算し、それぞれ12,000円及び15,000円を減額

【別表－按分の考え方】

議員名及び調査事項	回答要旨及び確認事項
ア 内田隆嗣議員 （事務所賃借料及び人件費）	・ 人件費について一週間の労働のうち、議事調査が4分の3、政治活動が4分の1ある。一週間に1回程度、葬儀の代理出席が約1時間30分があるので議事調査から私事として3パーセントを差し引いて按分率72パーセントとしている。 ・ 事務所賃借料も同じ率を適用している。
イ 興治英夫議員 （事務費）	次のとおり証拠書類により監査委員事務局で確認できた。 証拠書類に按分率を政務調査費90パーセント、後援会活動5パーセント、その他の活動の5パーセントと記載している。
ウ 国岡智志議員 （事務所費及び事務費）	・ 電子辞書代、コピー代その他の事務用品は、政務調査活動に使用したもので按分率100パーセントとしている。電話機は、事務所移転に伴い購入したもので按分率100パーセントとしている。 ・ 事務所費（電気代）は、後援会事務所と議員事務所が同一の建物を使用してい

	<p>たが、政務調査活動に専念するために議員事務所を移転し、按分率を40パーセントから100パーセントにした。</p> <p>・事務費（通信費）も事務所費と同様である。</p>
エ 砂場隆浩議員 (広報費、事務所費)	<p>・事務所費については、県民の意見を聴く拠点として「県政ひろば」を設置したものであるが、看板を設置し、広告宣伝になっている面もあるので、4分の1程度を除外し、按分率75パーセントとした。</p> <p>・広報費は、議員活動をPRする側面もあるので、「県政ひろば」よりPR面が多いと考え按分率70パーセントとした。</p>
オ 谷村悠介議員 (事務所費)	<p>・政務調査に必要なものと私用等とは別の領収書に完全に分けているため、按分率100パーセントで計上している。</p>
カ 鉄永幸紀議員 (広報費)	<p>・県政報告の内容は、執行部のチェック及び自らの県政における政策提言、住民の意見を政策に反映させる政策提言、その政策実現のための活動を記述し、広報することを基本としている。ガイドラインに規定する「住民の意見を議会活動に反映させること等を目的にしたものであること。」に該当したものであり、按分率100パーセントとしている。</p>
キ 錦織陽子議員 (広報費)	<p>・これまで全ての議会で調査活動をし、質問しており、その都度、議会報告を出している。議会報告とその他の活動費は分けている。報告の内容も議会、県政報告のみで広報している。郵送の際も私的、党、後援会に係るものは一切同封していない。封筒やコピー用紙も他の活動と分けて使用しているので按分率100パーセントとしている。</p>
ク 浜崎晋一議員 (広報費)	<p>・議会活動印刷費については、政務調査活動と異なる記事記載について按分率90パーセントとしている。</p> <p>・議会報告に係る郵送料、葉書費用は、前議会の報告と次議会の質問案件について報告しているもので按分率100%としている。</p> <p>なお、議会報告に係る郵送料、葉書費用については、当初は按分率100パーセントで回答されていたが、次のとおり修正の考え方が示された。</p> <p>6月16日の議会報告は、後援会活動を内容とするものであり、政務調査費の対象ではない。12月8日、3月8日の議会報告は、政務調査活動と後援会活動が混在しており、その按分率については、事務所費の按分率と同じ、80パーセントである。</p>
ケ 浜田妙子議員 (事務所家賃、電気料、ガス代、水道代及び灯油代)	<p>・水道、ガス及びトイレは、政務調査に係る補助職員の使用が大部分を占めるので、政務調査活動90パーセントとしている。</p> <p>・電気、事務所・駐車場賃借料及び灯油は、水道、ガス、トイレに比べ、個人的相談の対応や政務調査活動以外での会合や原稿作成での使用頻度が高いため、政務調査活動を按分率80パーセントとしている。</p>
コ 福間裕隆議員 (広報費)	<p>・議会だよりの内容は、全て本会議場における質問、答弁のみを記載したものである。従って、作成経費については按分率100パーセントを計上した。郵送料、折り込み料についても上記議会だよりのみを郵送し、新聞折り込みとしたので按分率100パーセントで計上した。</p>
サ 藤井省三議員 (事務所費)	<p>・パソコンは複数機もっており、政務活動用は携帯可能なものを購入し、政務調査活動と他の活動は分けて使用している。計上しているパソコン、パソコンプリンターカートリッジ、コピー用紙は、政務調査用である。その他の事務用品も政務調査用とその他の活動とは分けて購入しているので按分率100パーセントとしている。</p> <p>・事務委託契約を結んでいるが、政務調査補助職員分を按分率90パーセントで計</p>

上し、他の法人職員が電話、文書を受け取ることがあるので、残り10パーセントは個人負担とした。議会活動、後援会活動等については個人負担としている。

なお、按分率については、簡便な按分率の基準の導入について意見を付しているところである。

3 その他個別摘示事項について

(1) 市谷知子議員の政務調査費に係る摘示事項

ア 人件費について

(ア) 請求人の主張要旨

補助職員の月々の賃金と年2回の一時金の受取人が日本共産党鳥取県委員会である領収書によってなされており、党県委員会の仕事と政務調査の仕事との仕分けも不明瞭である。

(イ) 監査の結果

平成24年度に実施した定期監査において、補助職員の勤務実態等の確認を行った。雇用関係の覚書、出勤簿等で補助職員は1名であること、市谷議員の政務調査の業務のみを行っていることを確認しており、勤務実態に基づいて支出されているものであり、不適切な支出ではないと判断した。

(2) 上村忠史議員の政務調査費に係る摘示事項

ア 燃料費等について

(ア) 請求人の主張要旨

3月30日の141,672円のガソリン代金は、1年間分のガソリン代を、議員が支払った実費に基づくことをしないで、自分の車（リース車）の年間走行距離と県内の年間ガソリン単価の平均値に基づいて算出して計上したものである。当該計上はガイドラインに示された方法を踏襲していない。

県外出張時の5月26日の燃料費及びワイパー購入費5,571円、3,405円を按分率6割で計上しているが、3人が1台に同乗しているので1/3にするべきではないか。

(イ) 監査の結果

3月30日のガソリン代金は、これを立替えた会社から1年間分を一括で請求され、詳細がわからなかったため、算出方法として年間の平均単価を使ったものであり、一つの算出方法として認め得るものとして運用されており、不適切な支出ではないと判断した。

5月26日の燃料費及びワイパー購入費は、水耕栽培の現地視察のために関係者6人が車2台に分乗した際の経費である。車2台はいずれも議員本人が所有していない車であり、車の付属部品であるワイパー購入費600円は、不適切な支出であると判断した。また、燃料費については、同乗した人数で除して按分するのが適当と判断され、按分した額の6割を超過した1,829円、1,362円は、不適切な支出であると判断した。

イ 懇親会費について

(ア) 請求人の主張要旨

6月25日の日本会議・広島懇親会費は、ガイドラインの枠（5,000円）を超えるものであり認められない。

(イ) 監査の結果

ガイドラインの食糧費の上限額5,000円は、平成23年10月1日から適用されるものであり当該経費はそれ以前の県外の食糧費の執行基準の上限額（15,000円）以下であるため、不適切な支出ではないと判断した。

ウ 宿泊費について

(ア) 請求人の主張要旨

6月28日の宿泊料4,800円は、何の目的で宿泊したのかの説明がない。

8月22日の宿泊料4,800円は、議会常任委員会への出席に係るものであり、議会費から費用弁償されるべきものではないか。

11月18日の全国育樹祭参加経費の内訳は、宿泊料3万500円と名所「春日山原生林」の視察料6,000円であり、宿泊費の限度額も超え、不適正な計上である。

(イ) 監査の結果

6月28日の宿泊料について、議員に対し、関係人調査を行ったところ、政務調査活動であることを証明するものがないとの回答があった。そのため、宿泊料4,800円は不適切な支出と判断した。

なお、平成23年度政務調査費収支報告書は、議員により平成25年7月25日付けで当該摘示事項（宿泊料4,800円）を削除した修正報告がなされている。

8月22日の宿泊料について、証拠書類の内容から政務調査活動に係る経費の対象と確認できたので、不適切な支出ではないと判断した。

11月18日の全国育樹祭参加経費については、主催者が指定した宿泊施設、春日山原生林の視察を含めた行程により、政務調査活動を行ったものであり、不適切な支出ではないと判断した。

エ 入館券について

(ア) 請求人の主張要旨

鳥取なしっこ館（鳥取二十世紀梨記念館）の入場券代は、領収書ではなく入館券のコピーであり、実費の証明とはならず不適切な計上である。

(イ) 監査の結果

鳥取二十世紀梨記念館の入館券は、同記念館で領収書として取り扱われていることを確認したので、不適切な支出ではないと判断した。

オ 北方領土視察について

(ア) 請求人の主張要旨

北方領土視察は、県政への反映がどのようになされたか不明であり、政務調査費を充当することは疑問である。

(イ) 監査の結果

北方領土については、国や直接該当する地域だけではなく全国的に取り組むべき問題として、鳥取県においても県を事務局とする県民会議を設置して署名活動や県民大会の開催等の返還要求運動を実施しており、県議会においても北方領土問題の早期解決を求める意見書を国に提出する等の取組みを行っている。北方領土の視察や意見交換は、不適切な支出ではないと判断した。

カ 会費について

(ア) 請求人の主張要旨

4月27日～1月27日に亘って15件の会費の計上があるが、これらの会に対してどのように政務調査活動を行っているのか、その実態が説明されていない。

(イ) 監査の結果

議員に対し、会費について関係人調査を行ったところ、会に参加して意見交換を行ったり、記事等を自己研鑽の参考にしていただくとのことであったので、九州大学親和会を除き、政務調査活動として認め、不適切な支出ではないと判断した。九州大学親和会は、個人的資格要件で加入している団体と認め、その会費1,000円は、不適切な支出と判断した。

なお、平成23年度政務調査費収支報告書は、議員により平成25年7月25日付けで当該会費（1,000円）を削除した修正報告がなされている。

(3) 内田隆嗣議員の政務調査費に係る摘示事項

ア 人件費について

(ア) 請求人の主張要旨

勤務簿に年間勤務日数255日となっているが、補助員の業務内容の説明が無く、政務調査の仕事をしたのか不明瞭である。

(イ) 監査の結果

ガイドラインでは、勤務日数を記載することとされており、勤務内容の記載まで求めていないが、議員に対し、関係人調査を行ったところ政務調査活動に係るものと確認できたので、不適切な支出ではないと判断した。

(4) 内田博長議員の政務調査費に係る摘示事項

ア ガソリン代について

(ア) 請求人の主張要旨

8 月分（8 月 29 日）と 11 月分（11 月 13 日）に 1 日 2 回のガソリンの給油がされた記録があり、本人以外の車への給油ではないかとの疑問がもたれる。

(イ) 監査の結果

議員に対し、ガソリン代について関係人調査を行ったところ、本人が使用している同一の車に給油したことを確認したので、不適切な支出ではないと判断した。

(5) 興治英夫議員の政務調査費に係る摘示事項

ア ガソリン代について

(ア) 請求人の主張要旨

8 月 3 日 3.56 リットル、8 月 11 日 54.2 リットル、8 月 25 日 54.02 リットルの計 111.78 リットルの給油は、1 か月の給油量として多い。

(イ) 監査の結果

ガソリンの給油量に上限は設けられておらず、政務調査に使用されている車に給油されていることを確認し、その 6 割の按分の計上がされており、不適切な支出ではないと判断した。

(6) 国岡智志議員の政務調査費に係る摘示事項

ア 事務所経費の支出先について

(ア) 請求人の主張要旨

多くの支出が議員と同じ姓の者を代表者とする（有）国岡建材になされている。そのうえ、10 枚余の領収書が、納入業者の側で按分され、按分後の金額を受領したとする領収書となっていた。

(イ) 監査の結果

国岡議員の事務所は、11 月まで（有）国岡建材の事務所を間借りして使用しており、11 月までの事務所に係る経費については、納入業者側で按分されたものでなく、貸主である（有）国岡建材が各事業者から請求があった全体額に対して、国岡議員の事務所使用に相当する部分や使用実績によるものを割り当てて請求したものであり、不適切な支出ではないと判断した。

イ 通信費について

(ア) 請求人の主張要旨

4 月分通信費は、平成 24 年度分に係る経費である。

(イ) 監査の結果

領収書の内容を確認したところ、3 月に使用した通信費に係るものであることを確認したので、不適切な支出ではないと判断した。

ウ 情報化設備分担金等について

(ア) 請求人の主張要旨

11 月 9 日の智頭町 I R U 設備設置工事地域情報化分担金 43,000 円は、本来地域住民として負担すべき経費である。

また、事務所の修繕に係る経費について、国岡議員は事務所を賃借しており、借主がこれを負担する理由がない。通信機器接続工事代 9,765 円、事務所ドア修繕部品代 498 円、事務所トイレ備品代 2,476 円の支出計上分は、事務所貸主が負担すべき支出である。

(イ) 監査の結果

智頭町 I R U 設備設置工事地域情報化分担金は、智頭町情報化計画（「超高速インターネット接続」「I P 告知放送」「町内無料 I P 電話」等）の実施によるもので、同町が事務所分として請求しているものであるため、不適切な支出ではないと判断した。

また、通信機器接続工事代、事務所ドア修繕部品代、事務所トイレ備品代は、資産形成に当たる支出ではなく、借主が負担する通常の維持経費の範囲内と考えられるため、不適切な支出ではないと判

断した。

エ 事務所賃借料について

(ア) 請求人の主張要旨

12月20日の「11月分事務所賃借料30,000円」と12月28日の「11月分事務所賃借料15,000円」は重複した支払ではないか。

(イ) 監査の結果

11月の事務所の移転に伴い、11月分のみ2か所を事務所として使用したものである。実際に事務所として使用されていることを確認できたので、不適切な支出ではないと判断した。

(7) 砂場隆浩議員の政務調査費に係る摘示事項

ア 火災保険料について

(ア) 請求人の主張要旨

事務所費として4月30日に2回計上されている県政ひろば火災保険料4,209円は領収書が同じ内容であり、重複しているのではないか。

(イ) 監査の結果

議員に対し、県政ひろば火災保険料について関係人調査を行ったところ、事務所として借りているビルの1階と2階の火災保険料であるとの回答があったので、不適切な支出ではないと判断した。

(8) 谷村悠介議員の政務調査費に係る摘示事項

ア 事務用品（ファイル）について

(ア) 請求人の主張要旨

これほどの数（20,250円、購入件数17件）のファイル全てを政務調査活動に使用したことを示す書類が存在しない。

(イ) 監査の結果

ガイドラインでは事務用品費の上限額は設けられておらず、事務用品として購入したファイル（20,250円、購入件数17件）は適正を欠くほど多いとまでは言えない。また、ガイドラインでは使用実績を示す書類までは求められてなく、不適切な支出ではないと判断した。

イ 年度末の購入について

(ア) 請求人の主張要旨

3月30日と3月31日の2日間に計上した事務費並びに調査研究費計10件の計上は、年度末の駆け込み購入で、当該年度政務調査活動に寄与しない支出である。

(イ) 監査の結果

ガイドラインでは、「政務調査費は、当該年度内に議員が行った調査、研究に必要な経費に対して支給するものである。」と規定されている。議員に対し、年度末購入した物品について関係人調査を行ったところ、紙折り機など、年度末の活動に用いる必要性が認められるものもあったが、ICレコーダー21,780円、ビデオデッキ19,800円、カラープリンター41,800円、プリンターインク10,000円、USBメモリー8,320円、オートシード型モバイル9,680円、パソコン97,440円については、年度内に購入する必要性について、明確な回答が得られなかったため、当該年度の政務調査活動に寄与したとは認め難く、不適切な支出であると判断した。

ウ 書籍代について

(ア) 請求人の主張要旨

事務所費と資料購入費の出納簿や領収書の説明記載が「事務用品（ファイル）」あるいは「政務調査用書籍代」（〇〇書店）となっており、支出の内容が不明のケースがほとんどであった。

(イ) 監査の結果

議員に対し、書籍について関係人調査を行ったところ、事務費については政務調査に必要なものと、私用等とは完全に分けている。書籍については、本屋で政治と関連すると思われる書籍を買い、全く無関係のものは除外しているとの回答を得た。ガイドラインでは書籍名の記載の義務づけはなく、ガ

イドラインには反していないことから、不適切な支出ではないと判断した。

(9) 鉄永幸紀議員の政務調査費に係る摘示事項

ア 切手代について

(ア) 請求人の主張要旨

7月22日(8,000円)、1月18日(5,680円)及び3月30日(8,000円)の広報費については、「切手代」とだけ記入されていて、その使用目的の説明が何も示されていない。

(イ) 監査の結果

議員に対し、切手代について関係人調査を行ったところ、県政報告の郵送に使用したものであることの確認ができたので、不適切な支出ではないと判断した。

(10) 錦織陽子議員の政務調査費に係る摘示事項

ア 広報費の郵送料について

(ア) 請求人の主張要旨

2月13日、3月12日の議会報告郵送料は、金額的にもそれぞれ200円と800円といった少額の支出であり、2～3か所、10か所に送付したものと考えられ、広報とは言えない。

(イ) 監査の結果

議員に対し、郵送料について関係人調査を行ったところ、県政報告の発送先を追加したものであるとの回答を得た。県政報告について、当初の発送先に追加して発送したものであり、不適切な支出ではないと判断した。

(11) 浜崎晋一議員の政務調査費に係る摘示事項

ア 人件費について

(ア) 請求人の主張要旨

3月30日の人件費は、派遣会社への支払いと思われる。当該ケース「派遣会社への支払い」は雇用とは異なり、更に勤務日数の記載もなく、業務内容の説明もない。

(イ) 監査の結果

平成24年度に実施した定期監査において、補助員の勤務実態等の確認を行った。派遣会社等への支払いについて、雇用と同じ業務実態があれば、運用として認めていることを確認した。

また、事務委託契約書や出勤簿等で確認したところ、雇用関係、勤務日数等の実態が確認できた。この勤務実績に基づいて支出されているものであり、不適切な支出ではないと判断した。

(12) 浜田妙子議員の政務調査費に係る摘示事項

ア 水道料について

(ア) 請求人の主張要旨

平成24年5月15日に計上されている平成24年3月分水道料については、既に同年3月15日の支払で1年間分(年6回)の水道料の支払を終了しているので、計上は認められない。

(イ) 監査の結果

ガイドラインの改正により、平成23年10月1日以降、口座振替、クレジット払い等の支払方法で当該年度外の利用が含まれる場合は、従来、支払年度で計上することができたものが使用年度に計上するよう改められた。このため、平成24年5月の支払分のうち3月使用分について、使用年度である平成23年度分として計上された。これはガイドラインに則した結果であり、不適切な支出ではないと判断した。

(13) 廣江弉議員の政務調査費に係る摘示事項

ア 人件費について

(ア) 請求人の主張要旨

4月28日に人件費1,445,913円が支出計上されているが、按分率の計算式〔(A)25パーセント/(A)25パーセント+(B+C)10パーセント+(D)65パーセント〕の意味が不明であるばかりか、給与等が支払われたという事実を証明する領収書がない。また、政務調査の仕事25パーセントと他の75パ

ーセントの仕事の仕分けが不明瞭である。

(イ) 監査の結果

平成24年度に実施した定期監査において、補助職員について勤務実態等の確認を行った。按分率の A、B、C、Dは、ガイドラインの按分計算の例で示されている定義と同じで、

(A) 政務調査研究活動の割合、(B) 政党活動の割合、(C) 後援会活動の割合、

(D) その他の活動の割合

とのことだった。

補助職員について雇用通知書や出勤簿等で雇用関係、勤務日数等の実態が確認でき、また、給与等の額が勤務実態に基づいて計算され、支出されていることから、不適切な支出ではないと判断した。

(14) 福田俊史議員の政務調査費に係る摘示事項

ア 電気代について

(ア) 請求人の主張要旨

事務所費の中で5月分～翌年3月分の事務所電気代が80パーセント按分してもなお11か月合計287,771円(平均26,161円/月)と非常に高額な支出である。

(イ) 監査の結果

議員に対し、電気代について関係人調査を行ったところ、借りている事務所が以前は自動車ディーラーのショールームであったため、既定の基本料金であったとの回答があった。事務所の経費として支出したものを80パーセント按分して計上したものであり、不適切な支出ではないと判断した。

イ ガソリン代について

(ア) 請求人の主張要旨

福田議員の調査研究費で月々のガソリンの給油日、給油量、単価等の記載が無い。政務調査活動を含む議員活動に掛った燃料費の実費であることを示す根拠(実績)がない。

(イ) 監査の結果

議員に対し、ガソリン代について関係人調査を行ったところ、給油日、給油量、単価等の内容が確認でき、不適切な支出でないとして判断した。

ウ 食糧費について

(ア) 請求人の主張

飲食を伴うエンジン01ウエルカムパーティーの懇親会費に100パーセント充当している。

(イ) 監査の結果

ガイドラインでは、政務調査活動費としての懇談会等での飲食経費について、自己負担分の食糧費として支出することは認められており、不適切な支出ではないと判断した。

エ 会費について

(ア) 請求人の主張要旨

青年会議所シニアクラブ意見交換会会費6,000円は5,000円の上限額を超えている。自衛隊鳥取案内募集所協力会懇親会費の活動実態の説明がなく、飲食を主とした懇親会のための経費である。ホッケー協会役員会費は、活動実態の説明がなく、活動を実施した証拠もない。

(イ) 監査の結果

議員に対し、関係人調査を行ったところ、青年会議所シニアクラブ意見交換会会費は鳥取県経済の実情の把握、自衛隊鳥取案内募集所協力会懇親会費は隊員の募集活動・県民の防災意識の向上、ホッケー協会役員会費は他県のスポーツ振興の取組・選手の育成方法等について、情報収集や意見交換を行っているとの回答を得た。また、青年会議所シニアクラブ意見交換会は9月16日に行われたものであり、ガイドラインに定められた改正前の食糧費の上限額は10,000円となっているので、不適切な支出ではないと判断した。

オ 事務所の移転費について

(ア) 請求人の主張要旨

事務所費として 3 月 30 日に支出計上している事務所移転費用 60,000 円はガイドラインに定めている「事務所の設置及び管理に要する費用」以外の費用である。また、年度末であり、当該年度の政務調査活動に寄与することは無かったと考えられる。

(イ) 監査の結果

議会事務局に運用について確認したうえで、事務所の移転経費は、活動拠点の維持に必要な経費と考えられ、資産形成に繋がるものではないため、不適切な支出ではないと判断した。

カ 年度末の備品購入について

(ア) 請求人の主張要旨

3 月 26 日に支出計上している備品（自転車）購入費 94,500 円は、年度末に駆け込みで購入したものである。

(イ) 監査の結果

議員に対して、自転車の購入について関係人調査を行ったところ、9 月 28 日に納入され、使用実態が確認できたので、不適切な支出ではないと判断した。

キ 事務用品について

(ア) 請求人の主張要旨

購入物品の内容が不明である。

(イ) 監査の結果

議員に対し、事務用品について関係人調査を行ったところ、購入物品名が確認でき、不適切な支出ではないと判断した。

(15) 藤井省三議員の政務調査費に係る摘示事項

ア 燃料費について

(ア) 請求人の主張要旨

4 月～翌年 3 月までの月々の燃料費のガソリンを給油した実費の記載がない。

(イ) 監査の結果

議員に対し、燃料費について関係人調査を行ったところ、ガソリンの給油実績の確認ができ、不適切な支出ではないと判断した。

イ 交通費について

(ア) 請求人の主張要旨

4 月 20 日の交通費について、県外調査活動報告書の内容に県政に関する具体策が何も示されていない。

(イ) 監査の結果

ガイドラインでは政務調査活動報告書について様式を定め、調査事項、調査年月日、場所、調査の相手方、目的・内容・結果等をまとめることとされている。

所定の様式にそれぞれの項目に沿って記載されており、不適切な支出ではないと判断した。

ウ 事務用品について

(ア) 請求人の主張要旨

事務費については、証拠書類に事務用品としか記されておらず、購入した物品の内容が示されていない。

(イ) 監査の結果

議員に対し、事務用品について関係人調査を行ったところ、購入物品名の確認ができ、不適切な支出ではないと判断した。

エ コピー機のリース料について

(ア) 請求人の主張要旨

カウント料金制になっておらず、3 か月分のリース料 99,225 円（90 パーセント按分後）は高額過ぎるのではないか。

(イ) 監査の結果

コピー機のリース契約の内容は議員の判断に任されている。また、コピー料金に上限額は設けられていない、リース契約の事実に基づく計上である以上、不適切な支出ではないと判断した。

オ 事務委託料について

(ア) 請求人の主張要旨

事務委託業務の内容が不明である。

(イ) 監査の結果

議員に対し、事務委託料について関係人調査を行ったところ、委託業務の内容（政務調査活動に係る事務）の確認ができ、不適切な支出ではないと判断した。

(16) 藤縄喜和議員の政務調査費に係る摘示事項

ア 人件費について

(ア) 請求人の主張要旨

人件費について、調査事務補助員賃金の受領者は親族（息子）と思われる。その親族がどのような政務調査の仕事を行ったのか説明されていない。また、勤務実態が不明瞭である。

(イ) 監査の結果

平成24年度に実施した定期監査において、補助職員について勤務実態等の確認を行った。勤務実態等について雇用契約書や出勤簿で確認したところ、雇用関係、勤務日数等の実態が確認できた。この勤務実績に基づいて支出されているものであり、ガイドラインで親族への支払いが認められていないのは配偶者のみであり、不適切な支出ではないと判断した。

(17) 安田優子議員の政務調査費に係る摘示事項

ア 人件費について

(ア) 請求人の主張要旨

人件費について、平成24年3月31日に補助職員の年間分の賃金と通勤費をまとめて支払ったことになっており、労働基準法第24条第2項に違反している。また、業務の実態が不明瞭である。

(イ) 監査の結果

議員に対し、人件費について関係人調査を行ったところ、補助職員の賃金、通勤費は、年間分の領収額を証した書類を領収書として扱っているものであり、毎月、月額を支払っているとの回答を得た。領収書は、本来、支払の都度入手すべきであったが、実態から判断して、不適切な支出ではないと判断した。

(18) 山口亨議員の政務調査費に係る摘示事項

ア リース車両について

(ア) 請求人の主張要旨

調査研究費について、自動車リース料を支払っていながら、自動車共済保険料20,337円並びに車両整備費138,000円を借主の議員が支払う必要はない。

(イ) 監査の結果

議員に対し、リース車両について関係人調査を行い、自動車賃貸借契約書を確認したところ、自動車共済保険料、車輛整備費の経費は借主が負担する契約書となっていた。

また、議会事務局から平成23年9月30日以前は、車検費用や保険料等の充当が運用として認められていたことを確認した。いずれも9月30日までに係る経費で、按分したものであり、不適正な支出ではないと判断した。

イ 会費について

(ア) 請求人の主張要旨

県左官業協同組合総会経費について、活動内容が不明で飲食が主と思われる。

(イ) 監査の結果

議員に対し、総会経費について関係人調査を行ったところ、左官業協同組合の総会では年間の総括

と次年度の県に対する要望、懇親会では個人間での意見交換ができ、生の声が聞き取れるよい機会であり、意義があるとの回答を得たので、不適切な支出ではないと判断した。

第10 意見

本件監査の結果は、以上のとおりであるが、ガイドラインの運用について以下のとおり意見を付す。

政務調査費の使途等について、議員は、条例第 4 条第 2 項に基いて定められたガイドラインを尊重して、適切な執行を行うこととされている。

これまで、透明性の確保と説明責任を果たすとの観点から、ガイドラインは議会において幾度も見直しが行われ、改善が図られ、運用されているところである。

このたびは、平成23年度を対象に当時のガイドラインに規定されている内容と照らし合わせて適切に行われているかとの観点で監査を行ったが、ガイドラインの規定に反しているとは言えないものの、政務調査活動の目的、内容等が十分に明示されているとは言い難い事例が見受けられた。

1 ガイドラインの運用の徹底について

特に、次の事項については、議員にガイドラインの規定の趣旨が十分に理解されていないことが要因となっていると思われるので、今後、趣旨に沿った運用について、一層の徹底を図られたい。

(1) 領収書等について

領収書等について、ガイドラインでは、「支出目的や内容が政務調査活動の対象であるか直ちに判断できないものや汎用性の高いものについては、内容が確認できる書類を添付するか又はその利用目的、理由等を追記すること。」と規定されている。

監査を行ったところ、特にガソリン代、資料購入費（書籍購入）は、原則として領収書が証拠書類となることから、これにこだわるあまり、内容のわかるレシートに替え、手書きの領収書等を添付したため内容が不透明となっているものが多く見受けられた。証拠書類としての透明性を確保する観点から、領収書等に代えて、購入したものの内容がわかるレシートも証拠書類として認められることの周知も図られたい。

(2) 会費について

会費については、ガイドラインでは、「支出目的や内容が政務調査活動の対象であるか直ちに判断できないものや汎用性の高いものについては、内容が確認できる書類を添付するか又はその利用目的、理由等を追記すること。」と規定されているにも関わらず、会の活動内容等の説明が不十分なため、政務調査活動の対象であるか直ちに判断できないものが見受けられた。

については、会費の支出対象である団体の活動内容や実態が、政務活動として適当であることが必要であるため、団体の概要がわかる資料等を添付するよう徹底されたい。

(3) 政務調査活動報告書について

政務調査活動報告書については、所定の様式に沿って記載されているものの、視察の目的や参加した研修会の内容が具体的に記載されていないものなど、政務調査活動の報告書として十分でない見受けられるものがあつた。当該政務調査活動の具体的な目的、内容、結果等がわかるように記載するよう徹底されたい。

2 按分率の記載について

このたびの監査において、出納簿、証拠書類を確認したところ、多くの議員が按分率の記載に留まりそれ以上の説明がないものがほとんどであった。

按分率の根拠の算出方法は、事実上、各議員の判断に委ねられており、また、ガイドラインでは、具体的な根拠まで定めていないので、按分根拠の明示方法は、各議員の自己申告に任せた形となっており、その客観性の程度についても、各議員で差が出ているのが現状であった。

ガイドラインでは経費の按分について、実際の活動において、政務調査活動以外の活動と渾然一体となることが多いと考えられることから、政務調査費のより一層の透明性を高めるため、政務調査活動の割合が100パーセントの場合を含め、原則として証拠書類に按分率の設定の考え方を明示することが規定されている。

従来からガイドラインの改正は、政務調査費の透明性を高め、説明責任を果たすとの観点から改善が進

められてきているが、按分率については、政務調査活動以外の活動と渾然一体となっている実態からみて、その根拠を詳細に明らかにすることについては一定の限界があることも否めない。このため、按分の根拠が明確にできない場合は、簡便な按分方法も取り入れることも考えられる。

そこで、按分率について、広報誌の紙面割合、業務割合、勤務時間など明らかな根拠が明示される場合を除き、効率のかつ客観的に按分率を適用できるよう、下記のような簡便な按分率の基準を示すことも改善策のひとつと考えられるので、今後検討されたい。ただし、導入に当たっては、全体的な費用が増加するようなことがあってはならないため、その割合については議員活動の実態を考慮することが必要であり、かつ県民の理解の得られる水準であることも必要である。

【簡便な按分率の基準の例】

A : 政務活動+政党活動 = $1/2 + 1/2$

B : 政務活動+後援会活動 = $1/2 + 1/2$

C : 政務活動+その他 = $1/2 + 1/2$

D : 政務活動+ (政党活動+後援会活動) = $1/3 + (1/3 + 1/3)$

E : 政務活動+ (政党活動+その他) = $1/3 + (1/3 + 1/3)$

F : 政務活動+ (後援会活動+その他) = $1/3 + (1/3 + 1/3)$

G : 政務活動+ (政党活動+後援会活動+その他) = $1/4 + (1/4 + 1/4 + 1/4)$

3 おわりに

ガイドラインについては、平成24年11月28日及び平成25年1月18日に監査委員から議長に対し、「親族の雇用、企業・団体等に対する人件費の支出、勤務実態の明確化、事務所維持費の基準、会費・食糧費等の政務調査活動の明確化」などについて改善の申入れを行い、議会改革推進会議で慎重に審議がなされた結果、申し入れの趣旨を踏まえ平成25年3月26日にガイドラインが改正され、「政務活動費の使途及び支出手続きに関する指針」が定められた。

今後は、改正後の指針に基づき、今回意見で述べた点に留意して、より一層、政務調査費の透明性を高めるとともに十分な説明責任を果たされるよう適切な運用を徹底されたい。

(参考)

鳥取県職員措置請求書（住民監査請求書）

2013年6月21日

鳥取県監査委員 殿

請求人（請求人代表者）

住所 西伯郡南部町西町44

氏名 坪倉 嘉昶

職業 無職

請求人

住所 西伯郡南部町福成997-29

氏名 花房 和夫

職業 地方公務員

請求人

住所 境港市渡町1505-2

氏名 松本 裕吉

職業 無職

請求人

住所 鳥取市卯垣2-123

氏名 田中 勇

職業 自営業

上記請求人ら代理人弁護士 高橋 敬幸

代理人の住所（送達場所及び連絡先）

〒683-0067 鳥取県米子市東町410

高橋敬幸法律事務所

T E L 0859-34-1996

F A X 0859-34-4231

第 1 請求の要旨

1 平成23年度における鳥取県議会全議員の政務調査費（注：平成25年3月1日からは、政務活動費に改称）について、公文書公開請求により入手した政務調査費収支報告書及びその添付書類を調査したところ、政務調査費の使途として不適正なもの又は適正な使途として疑問なものがある。

これらの詳細は別紙の通りである。

これらの議員は、政務調査費の使途として不適正なものについては、県に返還する義務がある。

鳥取県知事及び鳥取県議会議長は、これらの議員に対して返還請求権（不当利得返還請求権）を有しているところ、鳥取県知事及び鳥取県議会議長は、その返還請求を怠っている。

これは地方自治法第242条第1項の「違法もしくは不当に財産の管理を怠る事実」に該当する。

2 措置請求

よって、監査委員は、鳥取県知事及び鳥取県議会議長に対し、以下のための必要な措置を取るよう請求する。

(1) 全議員に対して、再度、政務調査費の使途の調査（鳥取県政務調査費交付条例施行規則（平成16年鳥取県規則第58号）に定める使途基準に合っているかについての調査も含む。）、収支報告書の写し及び証拠書類の写しとの突合などを行ない、不適正な使途による政務調査費を県に対し返還させること。

(2) 全議員に対して、不当な支出を是正させること。

以上の通り、監査委員に対し、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、監査を求め、必要な措置を講ずるよう請求する。

第 2 請求の理由（「請求の要旨」の補足）

別紙「請求の理由（「請求の要旨」の補足）」の通り

第 3 添付書類

1 請求人代表者の選任書 1 通

2 委任状 1 通

別紙 請求の理由（「請求の要旨」の補足）

1 政務調査費の趣旨と支出が認められる範囲

政務調査費（注：平成25年3月1日からは、政務活動費に改称）は、実費弁償を原則とする補助金の一種であり、地方自治法第100条第14、15項及びこれに基づき制定された「鳥取県政務調査費交付条例」（以下条例という。平成25年3月1日からは、鳥取県政務活動費交付条例）に基づいて各県議会議員に交付される。

本件は、平成23年度の政務調査費に関する措置請求なので、以下の地方自治法、鳥取県条例は、平成23年度当時のものを記述する。

地方自治法第100条第14項は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として、政務調査費を交付することができる。」と定めている。

条例はこれに基づき、第1条で政務調査費が「鳥取県議会の審議能力の強化を図ることを目的とする」こと、第2条で「第1条の目的を達成するために鳥取県議会議員に対し、政務調査費を交付する」こと、第4条で「議員は政務調査費を規則で定められた使途基準に従い県政に関する調査研究に資する支出に充てなければならない」こと、第5条で議員が「その年度において行った政務調査費による支出（第4条の使途基準に従って行った支出をいう）等を記載した報告書を提出する」こと、並びに「その年度に交付を受けた政務調査費のうち支出に充てない残額が生じたときは、当該残額を県に返還しなければならない」ことなどを定めている。

鳥取県政務調査費交付条例施行規則は、使途基準として「調査研究費」「研修費」「会議費」「資料作成

費」「資料購入費」「広報費」「事務所費」「事務費」及び「人件費」の 9 項目を定め、各項目ごとに支出できる経費の内容を定めている。

条例は第 4 条第 2 項において、「議長は規則で定める使途基準に従い、政務調査費の使途及び手続に関する指針を定める」こと、同条第 3 項において、「議員はこの指針を尊重しなければならない」ことを規定している。

従って、鳥取県議会の政務調査費は、「議員の調査研究に資する」ための「必要な経費」に限って支出することが認められるのである。

平成 23 年度の政務調査費については、当該年度途中の 9 月議会において、政務調査費の使途を規定するガイドラインの一部が改正され、年度後半の 10 月 1 日より新ガイドラインに規定された支出の計上と、支出に関する報告の様式が適用されることになった。

市民オンブズ鳥取は、上記に説明した法、条例、規則及びガイドラインの使途基準をもとに、各議員の政務調査費の計上が適正であるか否かを調査検討してきた。

2 按分支出

議員が行う活動は、概念上「政治活動」と「私的活動」に区分され、そのうち「政治活動」は「政務調査活動」「議会活動」「政党活動」「後援会活動」等に区分することができる。これ等の活動のうち「政務調査活動」に係るもの、しかも政務調査費交付条例施行規則に定める使途基準に該当するもののみが、政務調査費として支出できる。

しかしながら、議員の活動、特に「政治活動」は、実際には色々な種類の活動が混在していて区分できない場合が多い。

政務調査費は、前述のとおり補助金なので、「政務調査活動」のためにだけ支出することが許される。従って、種々の要素が混在する活動の費用の全額を支出することはできない。種々の要素が混在する活動の場合は、活動内容の実績に応じた按分により充当するようにガイドラインに明記されている。

当該ガイドラインは、「政務調査活動」とその他の「政治活動」が混在する活動に要した経費についての按分について、「原則として議員自らがその活動内容や実績により算定し明らかにする（按分の根拠を明示すること）」を求めている。

市民オンブズ鳥取は、按分の根拠が明示されていない支出の計上は、ガイドラインを無視したものとして、政務調査費の充当は認められないとした。

3 その他の支出基準

次の各項に該当する支出は、平成 23 年度政務調査費として適正な計上とは認められない。

- (1) 違う年度にした支出（年度をまたぐものなど）
- (2) 領収書の無いもの（支出した実費が客観的に確認できないもの）
- (3) 違法な支出（違法性が疑われる支出を含む）
- (4) 領収書の日付が無いもの
- (5) 国外調査並びに県外調査についての「政務調査活動報告書」が欠落しているもの
- (6) 議員本人、議員と住所を同じくする個人または法人もしくはそれらと実質的に同視しうる個人又は法人に対する支出
- (7) 支出内容が具体的でなく、政務調査活動の実態と結び付けることができないもの
- (8) 年度末に駆け込み的に支出が行われていて、当該年度の政務調査に資することが無かったと推定される支出
- (9) 趣味、その他の支出で一般的市民感覚から政務調査費を充当することへの理解が得られないような支出

4 調査・検討の対象

平成 23 年度政務調査費収支報告書に実費支出のあった 34 名の議員全員の支出内容を対象とした。

具体的には、平成 24 年 7 月 4 日に①全議員の平成 23 年度政務調査費の政務調査出納簿、国外調査報告書、県外調査報告書、政務調査活動報告書、自動車使用記録簿、及びこれらに類する資料、②全議員の政務調査補

助員に関する一切の資料、の開示請求を行い、平成24年8月17日に、①政務調査補助員の住所、給与の額、②支出、購入先事業者名を非公開とする以外の情報開示がなされた。（その後当該情報開示についての異議申し立てをした結果、平成24年11月29日の鳥取県議会情報公開審査会の答申を受けて、同年12月12日政務調査補助員の住所と給与等の個人情報並びに支出、購入の相手先が個人であって県議会情報公開条例の個人情報に該当するもの以外の情報開示がなされた）

これ等の資料を調査・検討し、さらに、政務調費の各項目のうち「調査研究費」「広報費」「事務所費」及び「事務費」の4項目について計上額が多かった順に5人の議員をピックアップして領収書等の証拠書類の開示を求め、政務調査出納簿と証拠書類との突合をして、適正な支出かどうかの精査を行った。

5 調査・検討のポイント

- ① 政務調査活動に使用した経費の実費に基づく計上か
- ② 按分の根拠が説明されているか（100%の充当についてもその活動が政務調査に100%該当する理由の説明が存在するか）
- ③ 政務調査活動報告書は適切な内容で作成されているか
- ④ 人件費や事務所費に関する支出に違法性はないか
- ⑤ 年度途中でガイドラインの改正がなされたが、その事への適応はされているか
- ⑥ 備品の購入等について、直接政務調査活動に必要な経費として妥当かどうか

6 調査・検討の結果

各議員の不適正な支出、あるいは妥当性に疑問のある支出の計上を表にまとめて別紙添付資料【Ⅱ】に指摘しているが、全体的に当該年度政務調査費の計上を総括的に見たときに、以下の点で注目すべき事実が見られたので指摘をする。

- i 前年度までは見られなかった政務調査費交付額の全額を返還した議員が1名あった。この影響もあって当該年度の政務調査費執行率は82.2%と前年度（執行率：87.4%）に比較して低下していた。
- ii 年度途中でガイドラインの改正に対する適応が一部不完全であった。特に自家用自動車の燃料費の計上について、ガイドラインの ア の前段（燃料費実費を政務調査活動に係る使用実態に応じて合理的に説明できる割合で按分する方法）及び イ の方法（走行距離を記録し、当該距離に25円/kmを乗じて計上する方法）を採用した計上は1例のみであった。殆どすべての燃料費の計上が ア の後段（使用実態を明確に区分できない場合は、燃料費実費の1/2を上限とする）を採用していた。折角のガイドラインの改正の趣旨（透明性を高め説明責任の向上を狙った）が十分に活かせていないのは残念である。

車検費用やリース料金制限については、新ガイドラインへの適応はされていた。

- iii 「県外または国外において政務調査活動を行った場合は、政務調査活動報告書を作成する必要がある」とガイドラインに明記されている。県民の関心も、年間1億5百万円の政務調査費が交付され、その中身を知りたいところにある。しかしながら、政務調査活動報告書が提出されていても、複数人で視察した場合に各議員が全く同一内容の報告書を提出することで済ませるケースや、報告書の内容が政務調査活動報告としての妥当性に疑問を抱かせるようなケース等があり、県民の代表である議員としての矜持を疑いたくなるようなものもあった。納税者である県民は、代表者である議員各位に対し、政務調査活動の本旨を認識し誠実に県政に対処してもらうことを求めているとともに、実施した活動の内容と、掛かった経費についての説明を求めている。したがって、調査活動報告書の内容が適正でない計上については認めるべきでないと考ええる。
- iv 使途項目別に見た場合、当該年度最も計上額が多かったのは、人件費（26,498千円：計上額の30.3%）である。2番目が調査研究費（18,817千円：同21.5%）である。ここ数年このような傾向は変わらないが、この人件費と調査研究費という主要な経費項目が、明確な調査研究目的を持ってなされた活動への支出であるのかが疑問である。後述する個人別指摘でも触れるが、人件費についての証拠書類の記録は勤務日数のみのケースがほとんどであり、従事した業務の内容についての説明がないケースが多かった。調査研究費を充当した県内活動についても単に「懇親会参加」とか「懇談会参加」と言う名目だけで内容不明の集まりに参加した経費を計上しているが、何のためにどのような調査活動をしたのかについては皆目説

明されていない。このような内容の不透明な行動への支出は政務調査費の対象として認めるべきではない。
添付資料【I】平成23年度政務調査費の各議員の指摘事項。

1 調査活動報告書に関する指摘事項

- ① 7月19日島根原子力発電所の視察を行った次の9人の議員は、調査活動報告書として、同一内容の書類を提出していた。報告書の結語は「知事と自民党本部へ安全対策等の要望をする。」というものであるが、具体的に何を調査し、県政とのかかわりでどのような安全上の施策を要望したのかについては何も記載していない。

参加費用は自民党会派から292,441円が支出され年度末に会派議員の政務調査費拠出金の中から引落されていた。

参加議員名：内田隆嗣、斉木正一、鉄永幸紀、浜崎晋一、藤縄喜和、前田八壽彦、山口享、安田優子、横山隆義の9人の議員

- ② 8月24日～8月26日北海道政務調査に行った内田博長、斉木正一、広谷直樹の3人の議員は、調査活動報告書として、同一内容とみなされる書類を提出していた（斉木議員と広谷議員とは、殆どが同じ文面）。報告書のまとめは「今後の議会で施策提言に役立てる。」というものであった。各議員が当該調査結果をどのようにとらえたのか不明である。

斉木、広谷の両議員が計上した政務調査費の合計額は328,131円である。これを100%政務調査費として充当することに県民の理解は得られない。

- ③ 10月18日～10月19日北陸地方政務調査に参加した内田博長、斉木正一、福田俊史の3人の議員は、政務調査活動報告書として、同一内容とみなされる書類を提出していた。報告書のまとめは「今後の議会審議において視察結果をいかしていきたい。」というものであり、具体的には、小水力発電やバイオマスについて調査したとのことであるが、県政とのかかわりでどのような施策に調査結果を活用したのか不明瞭である。また、視察途中に世界遺産指定の「相倉合掌造り」集落を見学しているが、本来の視察目的から外れており、余分な経費を必要としたと推察される。

3人の議員が計上した政務調査費の合計額は168,137円である。これを100%政務調査費として充当することに県民の理解は得られない。

- ④ 平成24年1月9日～1月12日台湾調査に参加した福田俊史、藤縄喜和、山口享、横山隆義、の4人の議員は、平井知事をはじめ県内各団体の代表と共に、日華交流事業の催し等に参加した。これ等4人の議員のうち3人（福田、藤縄、及び山口の3議員）は同一内容とみなされる調査活動報告書を提出していた。

このような儀礼的意味合いを持つ交流事業への参加が主たる目的の活動に対して、本来、政務調査費を100%充当することは地方自治法並びに鳥取県政務調査費交付条例の趣旨に照らして適正でない。その上に、政務調査活動報告書の内容が不適切であり、4人の議員が計上した政務調査費合計額340,000円は、これを100%政務調査費として充当することに県民の理解は得られない。

- ⑤ 谷村悠介議員、及び長谷川稔議員の調査活動報告書については、記述が乱暴で（書体がなぐり書きのように見える）、具体性にも乏しく、突っ込んだ調査をした跡が見受けられない。特に、谷村議員の2月17日（大阪府庁）、3月29日（松山市）のフォーラムへの参加等、長谷川議員の3月11日（福島県）、3月22日（岡山県）の視察等は、議員各位が県政の課題に対してどのような政策マインドを抱いて研修や調査をしたのかが見えず、内容が調査活動報告書の体をなしていない。本来報告書は復命書に準じるものであり、ガイドラインに明記された「県外又は国外において政務調査を行った場合は、政務調査活動報告書を作成する必要がある」との記述は、県民に対する説明責任の一端を「政務調査活動報告書」の提出という行為に求めている訳である。従って、形式的に報告書を出しさえすれば良いというものではない。（ガイドラインの記載例には、「調査事項」、「調査年月日」、「場所」、「調査の相手方」、「【目的】」、「【内容】」、「【結果（成果）等】」の記載を求めている。）従って、これ等2人の議員の調査活動報告書に該当する調査研究費の計上については政務調査費を充当することは適正でない。

2 添付資料【II】各議員の指摘事項一覧表の説明

- ① 市谷知子議員の人件費計上は、補助職員の月々の賃金と年2回の一時金の受取人が日本共産党鳥取県委

員会である領収書に依ってなされているが、その人が誰かも不明、一人なのか複数なのかも不明。党県委員会の仕事と政務調査の仕事との仕訳も不明瞭。収支報告書の人件費年間額は961,600円となっているが、政務調査費の充当が適正であるか疑問である。(添付資料【Ⅱ】①の表を参照)

- ② 上村忠史議員の調査研究費について、不適正な支出もしくは政務調査費を充当する事への疑問をもつ支出を表②に列挙した。特筆されることとして i 3月30日(領収書№3-27)に計上されている141,672円のガソリン代金があげられる。これは、1年間分のガソリン代を、議員が支払った実費に基づくことをしないで、自分の車(リース車)の年間走行距離と県内の年間ガソリン単価の平均値に基づいて算出して計上したものである。ガイドラインには「ア 燃料費実費を政務調査活動に係る使用実態に応じ、合理的に説明できる割合で按分する。イ 政務調査活動に伴う走行距離を記録し、当該距離に25円/kmを乗じて計上する」と記載しており、当該計上はガイドラインに示された方法を踏襲していない。従ってこのようなガソリン代計上に対して、政務調査費を充当することは適正でない。ii 4月27日～1月27日に亘って15件の会費の計上があるが、上村議員が、これ等の会に対してどのように政務調査活動を行っているのか、その実態が説明されていなく、会費の100%を政務調査費で充当することは不適正である。(添付資料【Ⅱ】②の表を参照)

- ③ 内田隆嗣議員については、事務所費と人件費について指摘する。先ず事務所費について5月1日から翌年3月1日の11ヵ月分を72,000円づつ計792,000円計上しているが、10万円の月額家賃の72%を按分して政務調査費として計上したことへの説明(按分の根拠)が示されていない。この事務所でどのような政務調査活動がなされたのか不明瞭であり、政務調査費を充当することに県民の理解が得られない。

また人件費については、年間1,986,000円を補助職員に支払っているが、勤務簿に勤務日数を記載しているものの、補助職員の業務内容の説明が無く、政務調査の仕事をしたのか不明瞭。また、按分率72%の根拠を示す書面が無く、当該計上は不適切である。(添付資料【Ⅱ】③の表を参照)

- ④ 内田博長議員政務調査費については、8月分(8/29)と11月分(11/13)に1日2回のガソリンの給油がされた記録があり、本人以外の車への給油ではないかとの疑問がもたれる。

また、10月の北陸視察の際の相倉合掌造り集落への立ち寄り政務調査の目的から外れており、この経費は除外されるべきである。(添付資料【Ⅱ】④の表を参照)

- ⑤ 興治英夫議員の領収書№177、83、199、195の事務所費に計上された支出(按分率90%で計58,350円)は政務調査活動の実態(必要な経費か)が説明されていなく、また、事務所費の按分率90%の根拠も示されていなく、政務調査費を充当することは不適切である。(添付資料【Ⅱ】⑤の表を参照)

- ⑥ 国岡智志議員の事務所費と事務所費の全体に亘って按分率の根拠が示されていない。多くの支出(毎月の電気代、通信費、コピー代、から事務用品の購入先、そして事務所修理に係る経費まで)が議員と同じ姓の国岡洋之助を代表とする(有)国岡建材にされている。もしも議員の親族が経営する業者であれば不適正な支出と言わざるを得ない。そのうえ、10枚余の領収書が、納入業者の側で按分をし、按分後の金額を受領したとする領収書となっていた。ガイドラインには「按分率は、原則として議員自らがその活動内容や実績により、算定して明らかにすること。」と明示してある。

通常、約入業者の側から按分後の金額を受領することはあり得なく、このような支出計上には政務調査費を充当すべきでない。また、事務所費について、11月9日付け(領収書№78)智頭町IRU設備設置工事地域情報化分担金43,000円は、本来地域住民として負担すべき経費であり、政務調査費として充当することは適正でない。

更に、事務所の修繕に係る経費について政務調査費を充当することに関しては、ガイドラインにも、「事務所用地購入費、事務所建築費等に充当することはできない」と明記され、維持経費についても「政務調査活動に使用する範囲内」と記されている。国岡議員は事務所を賃借しており、借主がこれを負担する理由が無いので、領収書№120、153、及び157の支出計上分は、事務所貸主が負担すべき支出である。故に政務調査費の充当は適正でない。(添付資料【Ⅱ】⑥の表を参照)

- ⑦ 砂場隆浩議員の広報費は、全体に亘って按分率が70%となっているが、按分の根拠を示すものがない。ガイドラインでは「記事の書類に按分の根拠を明示すること」とあり、根拠を示す書類が添付されていない

いので政務調査費を充当することは適正でない。また、事務所費として4月30日に2回計上されている4,209円（領収書№345と346）は領収書が同じ内容であり、ダブっているのではないかと疑われる。同じ4月30日の県政ひろば家賃（52,500円）の計上について按分率75%の根拠が示されていない。（添付資料【II】⑦の表を参照）

⑧ 谷村悠介議員の3月30日と3月31日の2日間に計上した事務所費並びに調査研究費計10件の計上（領収書№3-38～3-51、合計金額515,268円）は、年度末の駆け込み購入で、当該年度政務調査活動に寄与しない支出であり、ガイドラインに記載してある「政務調査費は、当該年度内に議員が行った調査研究に必要な経費に対して支給するもの」との記述に当てはまらないので、充当することは不適正である。また、事務所費と資料購入費の計上にあたって、出納簿や領収書の説明記載が「事務用品（ファイル）」あるいは「政務調査用書籍代」（〇〇書店）となっており、支出の内容が不明のケースがほとんどであった。このような出納簿の記載や証拠書類の提出で、議員の説明責任が十分果たしているとは言えない。また、政務調査活動に100%必要な支出であったと認めることはできない。（添付資料【II】⑧の表を参照）

⑨ 鉄永幸紀議員の広報費は、県政報告の印刷費（封筒印刷費も含め）、折り込み料、郵送料、配送料等の名目で計上されているが、按分率100%の根拠を示す書類が示されていない。ガイドラインには、「記事の書類に按分の根拠を明示すること」となっている。県政報告の原文のコピーも示されていないのでこれ等の計上に政務調査費を充当することは適正でない。また、7月22日（8,000円）、1月18日（5,680円）、及び3月30日（8,000円）の広報費計上については、「切手代」とのみ記入されていて、その使用目的の説明が何も示されていない。このような計上では、政務調査活動に必要であったことを説明していないので、充当することは適正でない。（添付資料【II】⑨の表を参照）

⑩ 錦織陽子議員の広報費は、議会報告の印刷代、同報告の郵送料、同報告の送付用封筒代、同報告の折り込み料、同報告用コピー用紙代、等々を按分率100%で計上している。しかし、ガイドラインには、「記事の書類に按分率の根拠を明示すること」と定められている。したがって、按分率の根拠を示す証拠書類が無いので、100%政務調査費を充当することは不適正である。

また、領収書№2-7と3-3に該当する計上は、金額的にも200円と800円と言った少額の支出であり、広報活動と言うには疑問が残る。どちらかと言うと支援者に対する後援会活動に該当する支出とみなされる。（添付資料【II】⑩の表を参照）

⑪ 浜崎晋一議員の広報費は、議会報告の印刷費、同報告の郵送料、同報告の葉書費用等の経費合計347,450円が按分率100%で計上されている。しかし、ガイドラインには、「記事の書類に按分率の根拠を明示すること」と定められている。したがって、按分率の根拠を示す証拠書類が無いので、100%政務調査費を充当することは不適正である。

また、領収書№0330-3の件費（金額の詳細は不明）は、派遣会社への支払いと思われる。ガイドラインの件費についての規定は「調査研究を補助する職員の雇用に必要な経費（給料、手当、社会保険料など）」とされている。当該ケース「派遣会社への支払い」は雇用とは異なり、政務調査費として計上することは適正でない。更に勤務日数の記載もなく、業務内容の説明も無い。（添付資料【II】⑪の表を参照）

⑫ 浜田妙子議員の事務所費は、各支出について、按分率が80%と90%とに分けて経費処理されている（事務所賃借料、電気代、灯油代、照明器具交換代等は80%で、ガス代、水道代、し尿汲みとり料等は90%）。しかし、これ等の按分率の根拠が説明されていない。ガイドラインには「証拠書類に按分率の根拠を明示すること」と規定されている。したがって、按分率の根拠が説明されないままに按分率を使い分けて計上することは、不適正である。（添付資料【II】⑫の表を参照）

⑬ 廣江式議員の件費は、添付資料【II】⑬の表内に指摘した通り、4月28日付け領収書№313件費1,445,913円が支出計上されている（廣江議員の出納簿の4月28日付け摘要欄「養和会（補助職員賃金）」）。添付されている領収書等の証拠書類「※平成23年度補助職員給与明細書」（期間：平成23年4月1日～平成24年3月31日）の表には、給与、賞与、社会保険料の合計金額が5,783,652円とされ、按分率の計算式として次の如く記載されている。また、勤務日数は263日とされている。

按分率 (A)25% / (A)25% + (B+C)10% + (D)65%

政調費分 1,445,913

しかし、この計算式の意味が不明である（A, B, C, D の定義が無く、計算式と言えるのか疑問）ばかりか、肝心の給与等が支払われたという事実を証明する領収書が無い。また、政務調査の仕事 25% と他の 75% の仕事の仕訳も不明瞭である。

ガイドラインの共通項目には、「② 政務調査費は、当該年度内に議員が行った調査、研究に必要な経費に対して支給する」と定められている。したがって、廣江議員が 4 月 28 日付けで支出計上した 1,445,913 円は、議員の調査、研究に必要な経費であったと認める説明が無く、更に補助職員に給与等が支払われたことの証明も無いので、政務調査費を充当することは不適正である。

- ⑭ 福田俊史議員の事務所費、調査研究費、及び事務費についての指摘事項は添付資料【Ⅱ】⑭の表に列記した。特に事務所費の中で 5 月分～翌年 3 月分の事務所電気代が 80% 按分して 11 ヶ月合計 287,771 円（平均 26,161 円/月）と非常に高額な支出である（他の議員、例えば前に述べている浜田妙子議員は、5 月～翌年 3 月までの事務所電気代が 80% 按分して 11 ヶ月合計で 42,668 円（平均 3,879 円/月）である）。当該事務所を使用して特別な調査、研究を実施したとの説明は無く、通常の事務所使用における電気料金としては高すぎる。また、事務所費として 3 月 30 日に支出計上している事務所移転費用 60,000 円（領収書 №317、75,000 円の 80% 按分）はガイドラインに定めている「事務所の設置及び管理に要する費用」以外の費用であり、当該計上は不適正である。また、年度末であり、当該年度の政務調査活動に寄与することは無かったと考えられる支出である。

福田議員の調査研究費で月々のガソリン代の支払いを証明する領収書が、株式会社トリベイと株式会社たけうちの 2 社から発行されているが、ガソリンの給油日、給油量、単価等の記載が無い。単に「ガソリン代」と言う名目の領収書が存在していたとしても、政務調査活動を含む議員活動に掛った燃料費の実費である事を示す根拠（実績）が無いと、按分率を 6 割、或いは 5 割として政務調査費に充当する意味がない。したがって、当該計上をそのまま政務調査費として充当することは不適正である。また 3 月 26 日に支出計上している備品（自転車購入費）94,500 円領収書 №309 は、年度末に駆け込みで購入したものであり、当該年度の政務調査活動へ寄与することは殆どなかったものと推測され、政務調査費として計上することは不適正である。

- ⑮ 福間裕隆議員の広報費についての指摘事項は添付資料【Ⅱ】⑮の表に示している。議会だよりの作成経費、郵送料金、及び新聞折り込み料等の経費合計 608,771 円が按分率 100% で計上されている。

しかし、ガイドラインには、「記事の書類に按分率の根拠を明示すること」と定められている。したがって、按分率の根拠を示す証拠書類が無いので、100% 政務調査費を充当することは不適正である。

- ⑯ 藤井省三議員の調査研究費並びに事務費についての指摘事項は添付資料【Ⅱ】⑯の表に示している。調査研究費について、4 月～翌年 3 月までの月々の燃料費が按分後の額として領収書に記載されている（領収書 №1012, 1013, 1014, 1015, 1016, ①017, 216, 217, 218, 219, 220、及び 221）。

しかし、ガソリンを給油した実費の記載が無い。ガイドラインには「燃料費実費を政務調査活動に係る使用実態に応じ、合理的に説明できる割合で按分する。なお、使用実態を明確に区分できない場合は、燃料費実費の 1/2 を上限とする。」と定められている。したがって、燃料費実費を示していない領収書に基づいた政務調査費の充当は不適正であり、当該年度に支出計上された燃料費（5 割按分後の額）の合計 266,562 円は認められない。

事務費については、按分率 100% で購入した物品の内容が示されていない（証拠書類に事務用品としか記されていない）ので政務調査活動に必要であったことが確認できないケース、コピー機リース料が 9 割按分で年間経費として 396,900 円計上されているケース（領収書 №1007, 1008, 212, 及び 213）等、政務調査活動にどの程度寄与したのか、また、本当に必要であったのか、按分率の根拠も説明されていなく、このような計上に政務調査費を充当することは適正でない。また事務委託料として上期、下期合計で 45 万円（9 割按分後）の事務費が計上されている（領収書 №912, 210）。

しかし、委託した業務の内容が不明であり、政務調査活動に従事したことを示す証拠が無い。按分率 9 割の根拠も説明されていなく、このような計上に政務調査費として充当することは適正でない。

- ⑰ 藤縄喜和議員の person 費についての指摘事項は添付資料【Ⅱ】⑰の表に示している。8 月～翌年 3 月までの 8 ヶ月間毎月 20 日間勤務し、年間 576,000 円の person 費を計上しているが、「藤縄喜和政務調査事務補助員賃金受領証」（領収書等 № I）に記載されている受領者名の■■■■は親族（息子）と思われる。その親族がどのような政務調査の仕事を行ったのか説明されていない。また、按分率 90% の根拠も説明されていない。このような勤務実態が不明瞭な中で person 費の計上に対して政務調査費を充当することは適正でない。
- ⑱ 安田優子議員の person 費についての指摘事項は添付資料【Ⅱ】⑱の表に示している。補助職員■■■■の領収書は 1 枚（領収書 № 901）のみで、平成 24 年 3 月 31 日に年間分の賃金と通勤費をまとめて受領したことになる。しかし、このような person 費の支払いは「賃金は、毎月 1 回以上一定の期日を定めて支払わなければならない。」とされている労働基準法第 24 条第 2 項の規定に違反している。また、当該補助職員の出勤簿に記載の日、時の全てを政務調査の仕事に充てていたという説明もされていなく業務の実態が不明瞭である。（年間を通じて 100% 政務調査費の対象としている。）したがって、このような違法と思われる賃金の支払い、並びに、業務実態が不明瞭な支出計上に対して政務調査費を充当することは不適正である。
- ⑲ 山口享議員の調査研究費についての指摘事項は添付資料【Ⅱ】⑲の表に示している。年度上期に 25 万円の自動車リース料を支払っているが、自動車共済保険料 20,337 円（領収書 № 3）並びに車両整備費 138,000 円（領収書 № 77）を借主の議員が支払う必要はなく、不適正な計上である。

また、平成 24 年 1 月 9 日～同月 12 日の台湾調査経費 85,000 円（領収書 № 141）は、日華親善議員連盟の代表として他の 3 人の議員と一緒に、平井知事らと共に台湾を訪問したものであり、本来の目的が政務調査活動ではなく、鳥取県と台湾の交流事業への参加が主たる目的の行動であった。

したがって、この経費を 100% 政務調査費として充当することは不適正である。

以上

添付資料【Ⅱ】各議員の指摘事項一覧表

①

市谷知子議員H23年度政務調査費チェック結果					備考
月日	領収書No.	経費区分	金額(円)	政務調査費として不適正もしくは妥当性への疑問点	
4月21日	403	人件費	?	出納簿の記載は「補助者人件費4月分(■●●●)●●●円×60時間」である。	
5月24日	502	人件費	?	出納簿の記載は「補助者人件費5月分(■●●●)●●●円×60時間以上(63.5時間)」である。	
6月22日	604	人件費	?	出納簿の記載は「補助者人件費6月分(■●●●)●●●円×60時間以上(66時間)」である。	
7月6日	701	人件費	?	出納簿の記載は「補助者人件費一時金1ヶ月分」である。	
7月22日	704	人件費	?	出納簿の記載は「補助者人件費7月分(■●●●)●●●円×60時間以上(71.5時間)」である。	
8月23日	803	人件費	?	出納簿の記載は「補助者人件費8月分(■●●●)●●●円×60時間以上(62.5時間)」である。	
9月21日	903	人件費	?	出納簿の記載は「9月分補助者人件費(■●●●)●●●円×60時間以上(76時間)」である。	
10月21日	1002	人件費	?	出納簿の記載は「補助者人件費(■●●●)●●●円×60時間以上(71.5時間)」である。	
11月21日	1103	人件費	?	出納簿の記載は「補助者人件費(■●●●)●●●円×60時間以上(67時間)」である。	
12月12日	1201	人件費	?	出納簿の記載は「補助者人件費年末手当1ヶ月分」である。	
12月22日	1205	人件費	?	出納簿の記載は「補助者人件費12月分(■●●●)●●●円×60時間以上(64時間)」である。	

領収証によると、4月から12月までの9ヶ月分の賃金と7月と12月の2回の一時金の受取人が、共産党鳥取県委員会となっており、領収印もおなじである。受取人が誰なのかも不明、一人なのか複数なのか不明。党県委員会の仕事と政務調査の仕事との区別も不明。

②

上村忠史議員H23年度政務調査費チェック結果					備考
月日	領収書No.	経費区分	金額(円)	政務調査費として不適正もしくは妥当性への疑問点	
5月26日	5-17	調査研究費	¥5,571	県外出張時の燃料費とワイパー購入費の合計金額を按分率6割で計上しているが、3人1台で出張なので1/3にするべきではないかとの疑問あり。	
5月26日	5-18	調査研究費	¥3,405	県外出張時の燃料費を按分率6割で計上しているが、3人1台で出張なので1/3にするべきではないかとの疑問あり。	
6月25日	6-10	調査研究費	¥6,000	日本会議・広島懇親会費として計上しているが、ガイドラインの枠(5千円)を超えるものであり認められない。	

6月28日	6-16	調査研究費	¥4,800	宿泊費（白兔会館）として計上されているが、何の目的で宿泊したか説明がなく 政務調査活動とのかかわりが不明であり、計上に疑問あり。
8月22日	8-7	調査研究費	¥4,800	当該宿泊費は議会常任委員会への出席に係るものであり、議会費から費用弁償さ れるべき費用ではないか。
8月25日	8-11	調査研究費	¥300	鳥取なしつこ館の入場券代は領収書でなく入館券のコピーであり、実費の証明と はならず不適正な計上である。
10月17日～19日	8-5 10-1～12	調査研究費	¥97,080	北方領土視察（根室市、釧路市）は県政への反映がどのようになされたか不明で あり、政務調査費を充当することは疑問である。
11月18日	11-7	調査研究費	¥36,500	全国青樹祭参加経費の内訳は、宿泊料3万5千円と名所「春日山原生林」の視察 料6千円であり、宿泊費限度額も超え、不適正な計上である。
3月30日	3-27	調査研究費	¥141,672	ガソリン代年間分の計上であるが、給油事実を証明する証拠がなく、料金を支 払った証拠も示されていないので、不適正な計上である。
4月27日	4-12	調査研究費	¥5,000	(社福)鳥取のちの電話会費
5月9日	5-4	調査研究費	¥2,000	日野川の源流を守る会会費
6月6日	6-2	調査研究費	¥2,000	あすの日本を考える会会費
6月6日	6-3	調査研究費	¥2,000	新聞アイデンティティー会費
6月10日	6-5	調査研究費	¥3,000	救う会鳥取会費
6月12日	6-12	調査研究費	¥2,000	大山町日韓親善交流会会費
7月4日	7-4	調査研究費	¥2,000	鳥取県文化振興財団会費
7月26日	7-15	調査研究費	¥15,000	米子境港政経クラブ会費
8月24日	8-8	調査研究費	¥300	スポーツしよい大山ボーリング部会費
10月12日	10-4	調査研究費	¥10,000	日本会議会費
10月17日	10-5	調査研究費	¥10,000	日本会議鳥取県本部会費
10月25日	10-17	調査研究費	¥94,500	内外情勢調査会会費
11月24日	11-18	調査研究費	¥6,000	新しい歴史教科書を作る会会費
1月23日	1-5	調査研究費	¥30,000	米子境港政経クラブ会費
1月27日	1-10	調査研究費	¥1,000	九州大学親和会会費

会費が按分率100%で計上されているが、議員の政務調査活動としての参加の実態が説明されておらず、政務調査費に充当することは不適正である。

③

内田隆嗣議員H23年度政務調査費チェック結果				
月日	領収書No.	経費区分	金額(円)	備考
5月1日	5-1	事務所費	¥72,000	政務調査費として不適正もしくは妥当性への疑問点
6月1日	6-1	事務所費	¥72,000	5月分事務所賃借料(竹内合同会社) @¥100,000×72%
7月1日	7-1	事務所費	¥72,000	6月分事務所賃借料 按分率同上
8月1日	8-1	事務所費	¥72,000	7月分事務所賃借料 按分率同上
9月1日	9-1	事務所費	¥72,000	8月分事務所賃借料 按分率同上
10月1日	10-1	事務所費	¥72,000	9月分事務所賃借料 按分率同上
11月1日	11-1	事務所費	¥72,000	10月分事務所賃借料 按分率同上
12月1日	12-1	事務所費	¥72,000	11月分事務所賃借料 按分率同上
				12月分事務所賃借料 按分率同上

当該事務所において政務調査の活動実態を示す書類が存在しなく、按分率72%の根拠を証明する書面も存在しないので、計上することは不適正である。

1月1日	1-1	事務所費	¥72,000	1月分事務所賃借料	按分率同上
2月1日	2-1	事務所費	¥72,000	2月分事務所賃借料	按分率同上
3月1日	3-1	事務所費	¥72,000	3月分事務所賃借料	按分率同上
	4-2 5-2 6-2 7-2 8-2 9-2 10-2 11-2 12-2 1-2 2-2 3-2	人件費	¥1,986,000	毎月21日付で支払われ年間計1,986,000円の計上となっている。勤務簿に年間勤務日数255日となっているが、補助員の業務内容の説明が無く、政務調査の仕事をしたのか不明瞭。また、按分率72%の根拠を示す書面が無く、当該計上は不適切である。	

④

内田博長議員H23年度政務調査費チェック結果					
月日	領収書No.	経費区分	金額 (円)	政務調査費として不適正もしくは妥当性への疑問点	備考
10月7日	1004	調査研究費	¥25,463	8月分ガソリン代 (出光クレジット) @42,439×60%と記載されているが、領収書No.1004には8/29に2回給油 (28.3L、34.5L) がされたことになっている。1日に2回の給油は本人以外の車への給油の疑いがもたれる。	
10月31日	1022	調査研究費	¥4,019	10/17~10/19石川、富山の視察途中で相倉合掌造り集落へ立ち寄った際の駐車場料金は政務調査活動に係るものではなく、駐車料金の1/3の167円の充当は不適正である。	
1月10日	105	調査研究費	¥19,134	11月分ガソリン代 (出光クレジット) @38,268×50%と記載されているが、領収書No.105には11/13に2回給油 (34.82L、43.88L) がされたことになっている。1日2回給油することは本人以外の車への給油の疑いがもたれる。	

⑤

興治英夫議員H23年度政務調査費チェック結果					
月日	領収書No.	経費区分	金額 (円)	政務調査費として充当することへの疑問点	備考
8月12日	101	事務費	¥792	シャープペン・ボールペン	100%計上は妥当でない。
8月22日	105	調査研究費	¥14,878	油代8月3日 3.56リットル 8月11日 54.2リットル 8月25日54.02リットル本 (按分率60%)	計111.78リットルの給油は一ヶ月間の給油量として多すぎるのではないか。
9月29日	165	事務費	¥113	ボールペン替え芯 2本 (按分率90%)	按分率90%の根拠が不明。
10月13日	177	事務費	¥1,651	のり5本 テープ1ヶ (按分率90%)	政務調査活動の実態と按分の根拠が説明されていないなく、計上は不適切。

2月1日	83	事務費	¥14,817	ラベルシート (按分率90%)
3月8日	199	事務費	¥36,855	ラベルシート (按分率90%)
3月12日	195	事務費	¥5,027	事務用品代 (按分率90%)

⑥

国岡智志議員H23年度政務調査費チェック結果				
月日	領収書No.	経費区分	金額 (円)	政務調査費として不適正もしくは妥当性への疑問点
6月11日	8	事務費	¥30,240	電子辞書代 (コジマ) 30,240×100% (按分率)
7月29日	33	事務費	¥10,950	6月分通信費 ((有) 国岡建材) 27,376×40% (按分率) 業者が按分して領収書を発行
7月29日	27	事務費	¥12,512	5・6月分コピー代 ((有) 国岡建材) 12,519×100% (按分率)
8月30日	44	事務費	¥7,808	7月分通信費 ((有) 国岡建材) 19,522×40% (按分率) 業者が按分して領収書を発行
8月31日	45	事務費	¥4,666	7月分コピー代 ((有) 国岡建材) 4,666×100% (按分率)
9月30日	58	事務費	¥3,943	8月分通信費 ((有) 国岡建材) 9,858×40% (按分率) 業者が按分して領収書を発行
9月30日	59	事務費	¥990	8月分コピー代 ((有) 国岡建材) 990×100% (按分率)
10月31日	73	事務費	¥3,831	9月分通信費 ((有) 国岡建材) 9,579×40% (按分率) 業者が按分して領収書を発行
10月31日	74	事務費	¥3,052	9月分コピー代 ((有) 国岡建材) 3,052×100% (按分率)
11月4日	77	事務費	¥6,980	電話機代 (コジマ) 6,980×100% (按分率)
11月30日	89	事務費	¥3,944	10月分通信費 ((有) 国岡建材) 9,860×40% (按分率) 業者が按分して領収書を発行
12月28日	108	事務費	¥4,180	11月分通信費 ((有) 国岡建材) 10,550×40% (按分率) 業者が按分して領収書を発行
12月28日	109	事務費	¥13,706	10・11月分コピー代 ((有) 国岡建材) 13,706×100% (按分率)

備考

按分率(100%)の根拠が示されていないので不適切な計上である。

①全体に亘って按分率の根拠が示されていない。
 ②6月分～12月分の通信費は按分率40%で計上されているのに対し、1月分以降の通信費並びに他の事務用品等については按分率100%の計上となっており、このように同じ事務費について按分率が異なるような計上はオカシイので、低い方の40%に統一すべきである。
 ③幾多の支払先が(有)国岡建材となっているが、議員の親族が経営する業者であるとすれば不適正な計上となると思われる。

12月28日	111	事務費	¥27,900	事務用品購入代 ((有) 国岡建材) 27,900×100% (按分率)
12月28日	112	事務費	¥29,000	パソコン (中古) 購入代 ((有) 国岡建材) 29,000×100% (按分率)
12月30日	18	事務費	¥3,451	12月分(11/1~11/30)通信費 ((有) 国岡建材) 8,628×40% (按分率) 業者が按分して領収書を発行
1月16日	115	事務費	¥67,500	FAXコピ一機代・通信基本料(リコージャパン(株)) 67,500×100% (按分率)
1月27日	120	事務費	¥45,420	1月分通信費(2ヶ月分)・接続機器代45,420×100% (按分率)
1月27日	121	事務費	¥1,575	12月分通信基本料(リコージャパン(株)) 1,575×100% (按分率)
2月23日	141	事務費	¥23,202	事務用品代 (カウネット (株)) 23,202×100% (按分率)
2月23日	142	事務費	¥7,394	2月分通信費 (西日本電信電話 (株)) 7,394×100% (按分率)
3月19日	160	事務費	¥1,575	1月分通信基本料(リコージャパン(株)) 1,575×100% (按分率)
3月27日	171	事務費	¥8,268	2月分通信基本料・トナー代(リコージャパン(株))8,268×100%(按分率)
4月2日	194	事務費	¥12,369	3月分通信費(西日本電信電話((株))12,369×100%(按分率)
4月27日	196	事務費	¥9,106	4月分通信費(西日本電信電話((株))9,106×100%(按分率)
				H24年度分に係る経費であり、H23年度への計上は不可であり、不適正。

6月30日	17	事務所費	¥3,311	5月分(5/1~5/16)電気代((有)国岡建材)16,550×40%×1/2	<p>①全体に亘って按分率の根拠が示されていない。また、11月末日までの電気代については按分率が40%であるのに対し、12月以降の電気代並びに年間を通じての事務所賃借料や駐車場の按分率が100%で計上されている。同じ事務所経費のなかで按分率を変えて計上しなればならない理由が説明されていないので低い側の40%に統一して計上すべきである。</p> <p>②幾つかの支払先が(有)国岡建材となっており、もしかして議員の親族が経営する業者であるとしたり不適正な計上であり認められない。</p> <p>③12月20日支払いの「11月分事務所賃借料×30,000×100%」は2回のダブった支払いではないか。</p>
7月29日	25	事務所費	¥5,236	6月分電気代((有)国岡建材)13,092×40%	
8月31日	39	事務所費	¥6,090	7月分電気代((有)国岡建材)15,226×40%	
9月30日	50	事務所費	¥5,919	8月分電気代((有)国岡建材)14,798×40%	
10月31日	64	事務所費	¥5,894	9月分電気代((有)国岡建材)14,735×40%	
11月30日	86	事務所費	¥7,877	10月分電気代((有)国岡建材)19,693×40%	
12月28日	94	事務所費	¥6,476	11月分電気代((有)国岡建材)16,190×40%	
12月28日	104	事務所費	¥3,570	12月分(11/15~11/30)電気代((有)国岡建材)17,852×40%×1/2 業者が按分して領収書を発行	
12月26日	102	事務所費	¥1,786	12月分電気代(中国電力(株))1,786×100%	
1月18日	116	事務所費	¥4,096	1月分電気代(中国電力(株))4,096×100%	
2月23日	143	事務所費	¥5,785	2月分電気代(中国電力(株))4,096×100%	
3月27日	170	事務所費	¥5,559	3月分電気代(中国電力(株))5,559×100%	
4月25日	195	事務所費	¥6,094	4月分電気代(中国電力(株))6,094×100%	
1月20日	118	事務所費	¥7,092	灯油代((有)中村伊平商店)7,092×100%	
2月23日	140	事務所費	¥11,760	灯油代((有)中村伊平商店)11,760×100%	
3月30日	175	事務所費	¥18,130	灯油代((有)中村伊平商店)18,130×100%	
12月28日	110	事務所費	¥105,000	事務所賃借料(5月~11月分)((有)国岡建材)15,000×7ヶ月×100%	
12月20日	101	事務所費	¥30,000	11月分事務所賃借料(■)30,000×100%	
12月15日	95	事務所費	¥2,100	12月半月分補助職員駐車場代2,100×100%	
1月20日	117	事務所費	¥30,000	12月分事務所賃借料30,000×100%	
1月30日	125	事務所費	¥4,200	1月分補助員駐車場代4,200×100%	
2月20日	137	事務所費	¥30,000	事務所賃借料(1月分)30,000×100%	
2月28日	151	事務所費	¥4,200	2月分補助員駐車場代4,200×100%	
3月20日	161	事務所費	¥30,000	事務所賃借料(2月分)30,000×100%	
3月30日	176	事務所費	¥4,200	3月分補助員駐車場代4,200×100%	
3月31日	183	事務所費	¥55,000	議員駐車場代(11ヶ月分)(梶川商店)5,000×11ヶ月分×100%	
3月31日	184	事務所費	¥30,000	事務所賃借料(3月分)30,000×100%	

11月9日	78	事務所費	¥43,000	智頭町IRU設備設置工事地域情報化分担金43,000×100%	これらは議員が賃借している事務所の修繕工事や一部の設備改善に要する経費であり、特別な理由のない限り、事務所所有者が負担すべき費用である。そうである国両議員の個人資産形成になり、政務調査費として充当することは不適正である。さらに工事の大半が年度末に駆け込み的に実施され、しかも一体の工事であるにもかかわらず、費用を10万円以内に分し、自身が関与する企業にて施行していると思われる。また、年度末のぎりぎりという期日を考えても当該年度の政務調査活動に寄与していない。
1月27日	120	事務所費	¥9,765	通信機器接続工事代9,765×100%	
2月29日	153	事務所費	¥498	事務所ドア修繕部品代(コメリ)498×100%	
3月5日	157	事務所費	¥2,476	事務所トイレ備品代(カインズ)2,476×100%	

⑦

砂場隆浩議員H23年度政務調査費チェック結果

月日	領収書No.	経費区分	金額(円)	政務調査費として充当することへの疑問点	備考
6月4日	23	広報費	¥18,368	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、政務調査リポート印刷費が按分率70%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することあるが、根拠を示す書類が添付されていない。
6月14日	33	広報費	¥183,302	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、政務調査リポート発送費が按分率70%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することあるが、根拠を示す書類が添付されていない。

8月14日	122	広報費	¥25,760	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、政務調査リポート印刷費が按分率70%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるが、根拠を示す書類が添付されていない。
8月29日	120	広報費	¥172,907	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、政務調査リポート発送費が按分率70%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるが、根拠を示す書類が添付されていない。
8月29日	121	広報費	¥8,417	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、政務調査リポート発送費が按分率70%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるが、根拠を示す書類が添付されていない。
11月3日	196	広報費	¥27,181	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、政務調査リポート印刷費が按分率70%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるが、根拠を示す書類が添付されていない。
11月8日	202	広報費	¥136,745	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、政務調査リポート発送費が按分率70%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるが、根拠を示す書類が添付されていない。
11月9日	203	広報費	¥7,381	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、政務調査リポート発送費が按分率70%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるが、根拠を示す書類が添付されていない。
11月9日	204	広報費	¥3,248	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、政務調査リポート発送費が按分率70%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるが、根拠を示す書類が添付されていない。

11月9日	205	広報費	¥29,085	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、政務調査リポート発送費が按分率70%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠が、根拠を示す書類が添付されていない。
11月9日	206	広報費	¥6,051	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、政務調査リポート発送費が按分率70%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠が、根拠を示す書類が添付されていない。
12月28日	259	広報費	¥23,947	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、政務調査リポート印刷費が按分率70%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠が、根拠を示す書類が添付されていない。
12月31日	260	広報費	¥14,250	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、政務調査リポート発送費が按分率70%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠が、根拠を示す書類が添付されていない。
1月4日	266	広報費	¥8,144	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、政務調査リポート発送費が按分率70%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠が、根拠を示す書類が添付されていない。
1月4日	267	広報費	¥8,372	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、政務調査リポート発送費が按分率70%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠が、根拠を示す書類が添付されていない。
1月4日	268	広報費	¥6,097	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、政務調査リポート発送費が按分率70%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠が、根拠を示す書類が添付されていない。

1月4日	269	広報費	¥19,152	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、政務調査リポート発送費が按分率70%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるが、根拠を示す書類が添付されていない。
1月11日	275	広報費	¥3,087	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、政務調査リポート発送費が按分率70%で計上されている	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるが、根拠を示す書類が添付されていない。
4月30日	345	事務所費	¥4,209	県政ひろば火災保険料領収No.0190095	同じ内容の領収書がダブルになっているのではないか。また、按分率75%の根拠なし。
4月30日	346	事務所費	¥4,209	県政ひろば火災保険料領収No.0190095	
4月30日	1	事務所費	¥52,500	県政ひろば家賃	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるが、根拠を示す書類が添付されていない。

⑧

谷村悠介議員H23年度政務調査費チェック結果

月日	領収書No.	経費区分	金額 (円)	政務調査費として充当することへの疑問点	備考
5月12日	5-3	事務費	¥420	事務用品(ファイル)	
5月25日	5-4	事務費	¥1,338	事務用品(ファイル)	
6月27日	6-10	事務費	¥360	事務用品(ファイル)	
6月28日	6-12	事務費	¥1,084	事務用品(ファイル)	
7月6日	7-9	事務費	¥315	事務用品(ファイル)	
7月14日	7-14	事務費	¥764	事務用品(ファイル)	
7月15日	7-17	事務費	¥315	事務用品(ファイル)	
8月9日	8-11	事務費	¥1,050	事務用品(ファイル)	
8月25日	8-33	事務費	¥105	事務用品(ファイル)	
8月29日	8-47	事務費	¥3,352	事務用品(ファイル)	
8月31日	8-55	事務費	¥904	事務用品(ファイル)	
9月20日	9-7	事務費	¥315	事務用品(ファイル)	これほどの数のファイル全てを政務調査活動に使用したことを示す書類が存在しないので100%を計上することは不適切である。

10月8日	10-14	事務費	¥1,694	事務用品(ファイル)		ガイドラインでは按分率の根拠を明示することとあり、領収書等に按分の根拠が記載されていないので、100%を計上することは不適切である。
12月9日	12-9	事務費	¥2,700	事務用品(ファイル)		
2月20日	2-21	事務費	¥420	事務用品(ノート・ファイル)		
2月24日	2-25	事務費	¥1,552	事務用品(ファイル・プリント用紙)		
3月20日	3-8	事務費	¥3,562	事務用品(サインペン・ファイル)		
10月3日	10-9	事務費	¥8,136	事務所用棚		合計515,268円を年度末の2日間で駆け込み購入している。政務調査費から100%支出する根拠もない。また、ガイドラインにて政務調査費はこれから行う調査・研究にはなく、行った調査研究に充当するとあり、これ等の計上は不適切である。
12月22日	12-10	事務費	¥5,638	事務所用棚		
3月30日	3-38	事務費	¥1,948	事務用品(プリンターインク)		
3月30日	3-39	事務費	¥252,000	事務用品(紙折機等)		
3月30日	3-42	事務費	¥52,500	事務所用本棚・事務机		
3月31日	3-49	事務費	¥8,320	事務用品(USBメモリー)		計137,642円全て100%政務調査費として計上しているが、領収書No.3-41の住宅用地図以外は、書籍の名称や内容が明示されていない。これ等の書籍が政務調査活動に必要なものである事を確認出来ない以上、政務調査費の充当は認められない。
3月31日	3-50	事務費	¥9,680	オートシード型モバイル代		
3月31日	3-51	事務費	¥97,440	パソコン代		
3月30日	3-43	調査研究費	¥21,780	政調用ICレコーダー代		
3月30日	3-45	調査研究費	¥19,800	事務所用ビデオデッキ		
3月30日	3-46	調査研究費	¥41,800	カラープリンター代		
3月30日	3-47	調査研究費	¥10,000	プリンターインク代		
6月10日	6-1	資料購入費	¥3,205	政務調査用書籍代(今井書店)		
6月15日	6-5	資料購入費	¥5,166	政務調査用書籍代(今井書店)		
6月30日	6-15	資料購入費	¥1,470	政務調査用書籍代(デイリーイン倉吉)		
7月10日	7-13	資料購入費	¥2,355	政務調査用書籍代(ブックオフ)		
7月27日	7-35	資料購入費	¥3,528	政務調査用書籍代(今井書店)		
8月4日	8-7	資料購入費	¥840	政務調査用書籍代(ANA FESTA)		
8月7日	8-10	資料購入費	¥860	政務調査用書籍代(kiosk)		
8月24日	8-28	資料購入費	¥1,470	政務調査用書籍代(紀伊國屋)		
9月8日	9-8	資料購入費	¥2,979	政務調査用書籍代(八重洲ブックセンター)		
10月1日	10-2	資料購入費	¥3,920	政務調査用書籍代(今井書店)		
10月9日	10-15	資料購入費	¥3,455	政務調査用書籍代(ブックオフ)		
10月18日	10-26	資料購入費	¥10,295	政務調査用書籍代(今井書店)		
11月16日	11-16	資料購入費	¥1,200	政務調査用書籍代(原書店)		

11月16日	11-17	資料購入費	¥2,200	政務調査用書籍代 (田村書店)
11月16日	11-18	資料購入費	¥1,500	政務調査用書籍代 (長島書店)
11月16日	11-19	資料購入費	¥4,500	政務調査用書籍代 (大雲堂書店)
11月19日	11-20	資料購入費	¥500	政務調査用書籍代 (日本特価書籍小売店)
12月27日	12-17	資料購入費	¥2,500	政務調査用書籍代 (ジュンク堂書籍)
2月17日	2-17	資料購入費	¥2,750	政務調査用書籍代 (ブックオフなんば駅前口店)
2月20日	2-19	資料購入費	¥10,360	政務調査用書籍代 (今井書店)
2月20日	2-20	資料購入費	¥2,499	政務調査用書籍代 (花房書店)
2月22日	2-22	資料購入費	¥892	政務調査用書籍代 (コスモ吉方店)
2013/24	2-23	資料購入費	¥798	政務調査用書籍代 (横山書店)
2月26日	2-26	資料購入費	¥840	政務調査用書籍代 (全秦通商)
3月22日	3-18	資料購入費	¥1,240	政務調査用書籍代 (キオスク書店)
3月30日	3-41	資料購入費	¥55,650	政務調査用書籍代 (今井書店)
3月30日	3-53	資料購入費	¥10,670	政務調査用書籍代 (今井書店)

⑨

鉄永幸紀議員H23年度政務調査費チェック結果

月日	領収書No.	経費区分	金額 (円)	政務調査費として充当することへの疑問点	備考
6月24日	36	広報費	¥129,360	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、県政報告印刷費が按分率100%で計上されている。	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとある。その按分で印刷費も、その按分に応じたものにするべきである。
6月24日	36	広報費	¥24,780	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、県政報告の郵送のための封筒印刷費が按分率100%で計上されている。	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとある。その按分率100%で計上されるべきである。
6月24日	37	広報費	¥6,247	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、県政報告用とみられる折込料が按分率100%で計上されている。	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとある。その按分率100%で計上されるべきである。

6月24日	38	広報費	¥3,491	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、県政報告用とみられる折込料が按分率100%で計上されている。	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるのに折込料も、その按分に当たったものにするべきである。
6月24日	39	広報費	¥2,060	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、県政報告郵送料が按分率100%で計上されている。	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるのに県政報告郵送料も、その按分に当たったものにするべきである。
6月27日	45	広報費	¥2,570	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、県政報告用とみられる折込料が按分率100%で計上されている。	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるのに折込料も、その按分に当たったものにするべきである。
6月29日	46	広報費	¥2,363	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、県政報告用とみられる折込料が按分率100%で計上されている。	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるのに折込料も、その按分に当たったものにするべきである。
7月20日	57	広報費	¥319,618	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、県政報告配送費用が按分率100%で計上されている。	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるのに県政報告配送費用も、その按分に当たったものにするべきである。

7月20日	59	広報費	¥10,749	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、議会報告折込料が按分率100%で計上されている。	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるもので、議会報告の折込料も、その按分にすべきである。
7月22日	62	広報費	¥8,000	使用目的が示されていないのに、切手代が按分率100%で計上されている。	使途不明金
10月18日	97	広報費	¥3,491	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、議会報告折込料が按分率100%で計上されている。	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるもので折込料も、その按分にすべきものである。
10月18日	98	広報費	¥9,555	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、議会報告折込料が按分率100%で計上されている。	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるもので、議会報告の折込料も、その按分にすべきである。
10月19日	102	広報費	¥126,783	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、県政報告印刷費が按分率100%で計上されている。	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるもので印刷費も、その按分にすべきである。
10月19日	102	広報費	¥29,610	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、県政報告の郵送のための封筒印刷費が按分率100%で計上されている。	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるもので郵送のための封筒印刷費も、その按分にすべきである。

10月28日	112	広報費	¥2,570	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、県政報告用とみられる折込料が按分率100%で計上されている。	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるのに折込料も、その按分に当たったものにするべきである。
11月18日	128	広報費	¥316,928	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、県政報告発送料が按分率100%で計上されている。	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるのに発送料も、その按分に当たったものにするべきである。
12月8日	137	広報費	¥10,749	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、県政報告用とみられる折込料が按分率100%で計上されている。	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるのに折込料も、その按分に当たったものにするべきである。
1月14日	157	広報費	¥9,920	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、県政報告用とみられる折込料が按分率100%で計上されている。	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるのに折込料も、その按分に当たったものにするべきである。
1月18日	158	広報費	¥5,680	使用目的が示されていないのに、切手代が按分率100%で計上されている。	
1月28日	167	広報費	¥2,570	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、県政報告用とみられる折込料が按分率100%で計上されている。	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるのに折込料も、その按分に当たったものにするべきである。

2月8日	175	広報費	¥127,050	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、県政報告印刷費が按分率100%で計上されている。	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとある。その按分に当たったものにするべきである。
2月8日	175	広報費	¥29,190	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、県政報告の郵送のための封筒印刷費が按分率100%で計上されている。	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとある。その按分に当たったものにするべきである。
2月24日	180	広報費	¥10,749	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、県政報告用とみられる折込料が按分率100%で計上されている。	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとある。その按分に当たったものにするべきである。
2月29日	183	広報費	¥317,568	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、県政報告送付料が按分率100%で計上されている。	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとある。その按分に当たったものにするべきである。
3月31日	200	広報費	¥3,491	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、県政報告用とみられる折込料が按分率100%で計上されている。	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとある。その按分に当たったものにするべきである。

3月31日	201	広報費	¥9,922	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、県政報告用とみられる折込料が按分率100%で計上されている。	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるのに折込料も、その按分に応じたものにするべきである。
3月31日	202	広報費	¥10,749	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、県政報告用とみられる折込料が按分率100%で計上されている。	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるのに折込料も、その按分に応じたものにするべきである。
3月30日	207	広報費	¥8,000	使用目的が示されていないのに、切手代が按分率100%で計上されている。	使途不明金
4月2日	209	広報費	¥146,055	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、県政報告印刷費が按分率100%で計上されている。	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるのに印刷費も、その按分に応じたものにするべきである。
4月28日	223	広報費	¥1,800	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、県政報告用とみられる折込料が按分率100%で計上されている。	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるのに折込料も、その按分に応じたものにするべきである。

⑩

錦織陽子議員H23年度政務調査費チェック結果

月日	領収書No.	経費区分	金額(円)	政務調査費として充当することへの疑問点	備考
7月26日	7-10	広報費	¥2,753	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、議会報告送付用封筒が按分率100%で計上されている。	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるのに郵送に使用する封筒代も、その按分に当たったものにするべきである。

8月4日	8-1	広報費	¥20,800	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、議会報告郵送料が按分率100%で計上されている。	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるので郵送料も、その按分に応じたものにするべきである。
8月12日	8-2	広報費	¥149,625	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、議会報告折込料が按分率100%で計上されている。	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるので折込料も、その按分に応じたものにするべきである。
8月22日	8-9	広報費	¥653	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、封筒・コピー用紙（議会報告用）が按分率100%で計上されている。	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるので印刷用紙・封筒も、その按分に応じたものにするべきである。
9月29日	9-11	広報費	¥180,600	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、「議会報告」印刷代が按分率100%で計上されている。	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるので印刷代も、その按分に応じたものにするべきである。
10月12日	10-2	広報費	¥2,052	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、封筒・コピー用紙2052円が按分率100%で計上されている。	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるので印刷用紙・封筒も、その按分に応じたものにするべきである。

10月13日	10-3	広報費		¥315	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、封筒（議会報告用）が按分率100%で計上されている。	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるのに応じたものにするべきである。
11月18日	11-3	広報費		¥19,760	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、県政報告郵送費が按分率100%で計上されている。	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるのに応じたものにするべきである。
12月20日	12-8	広報費		¥149,625	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、議会報告折込料が按分率100%で計上されている。	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるのに応じたものにするべきである。
12月20日	12-9	広報費		¥180,600	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、9月定例会議会報告印刷代が按分率100%で計上されている。	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるのに応じたものにするべきである。
2月1日	2-1	広報費		¥180,600	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、議会報告印刷代が按分率100%で計上されている。	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるのに応じたものにするべきである。

2月3日	2-5	広報費	¥20,280	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、議会報告郵送料が按分率100%で計上されている。	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとある。議会報告郵送料も、その按分に応じたものにすべきである。
2月13日	2-7	広報費	¥200	使用目的が示されていないのに、郵送料が按分率100%で計上されている。	郵送料が200円というのは、普通に考えた2〜3箇所を送付したと思われ、2〜3箇所だけに送付することは広報には言えず、支援者には送付する後援会活動と考える。
3月8日	3-2	広報費	¥149,625	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、議会報告折込料が按分率100%で計上されている。	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとある。議会報告折込料も、その按分にすべきである。
3月12日	3-3	広報費	¥800	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、議会報告郵送料が按分率100%で計上されている。	郵送料が800円というのは、普通に考えた10箇所を送付したと思われ、10箇所だけに送付することは広報には言えず、支援者には送付する後援会活動と考える。

浜崎晋一議員H23年度政務調査費チェック結果

月日	領収書№.	経費区分	金額 (円)	政務調査費として充当することへの疑問点	備考
6月16日	0616-1	広報費	¥101,150	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、議会報告の郵送料が按分率100%で出納簿に計上されている。	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるのに郵送料も、その按分に応じたものにするべきである。
12月8日	1208	広報費	¥60,000	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、議会報告用の葉書費用が按分率100%で出納簿に計上されている。	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるのに報告用葉書も、その按分に応じたものにするべきである。
3月8日	308	広報費	¥75,000	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、議会報告用の葉書費用が按分率100%で出納簿に計上されている。	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるのに報告用葉書も、その按分に応じたものにするべきである。
3月30日	0330-1	広報費	¥111,300	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、議会活動報告印刷費が按分率90%で出納簿に計上されている。	按分してはいるが、証拠書類等の明示がない。
3月30日	0330-3	人件費	?	領収証には「■■■人件費基本給×25%(12ヶ月)と記載されているが、受領者はジェイライフサービス(株)となっているだけで、勤務日数の記載もない(ガイドラインに違反)。25%の仕事と他の仕事(75%)との仕訳も不明瞭。	

⑫

浜田妙子議員H23年度政務調査費チェック結果					
月日	領収書№.	経費区分	金額 (円)	政務調査費として充当することへの疑問点	備考
3月30日	1	事務所費	¥58,441	4月分事務所・駐車場賃借料73,052×100%(議員活動)×80%(政務調査活動)	

4月27日	4	事務所費	¥4,952	4月分電気代10,318×60%×80%
4月27日	5	事務所費	¥2,789	4月分ガス代5,115×60%×90%
4月28日	8	事務所費	¥58,441	5月分事務所・駐車場賃借料73,052×100%×80%
5月16日	14	事務所費	¥1,549	3～4月水道料1,722×100%×90%
5月27日	22	事務所費	¥1,800	し尿くみとり料2,000×100%×90%
5月27日	23	事務所費	¥3,627	5月分電気代4,534×100%×80%
5月27日	24	事務所費	¥2,318	5月分ガス代2,576×100%×90%
5月30日	26	事務所費	¥58,441	6月分事務所・駐車場賃借料73,052×100%×80%
6月27日	38	事務所費	¥3,272	6月分電気代4,090×100%×80%
6月27日	39	事務所費	¥1,960	6月分ガス代2,178×100%×90%
6月30日	42	事務所費	¥58,441	7月分事務所・駐車場賃借料73,052×100%×80%
7月15日	53	事務所費	¥1,549	5～6月水道料1,722×100%×90%
7月27日	63	事務所費	¥5,767	7月分電気代7,209×100%×80%
7月27日	64	事務所費	¥1,951	7月分ガス代2,168×100%×90%
7月29日	65	事務所費	¥58,441	8月分事務所・駐車場賃借料73,052×100%×80%
8月25日	78	事務所費	¥4,830	8月分電気代6,038×100%×80%
8月29日	83	事務所費	¥1,896	8月分ガス代2,107×100%×90%
8月30日	84	事務所費	¥58,441	9月分事務所・駐車場賃借料73,052×100%×80%
9月8日	89	事務所費	¥3,200	トイレ照明器具交換代4,000×100%×80%
9月15日	91	事務所費	¥1,549	7～8月水道料1,722×100%×90%
9月27日	96	事務所費	¥1,843	9月分ガス代2,107×100%×90%
9月28日	97	事務所費	¥5,165	9月分電気代6,457×100%×80%
9月30日	100	事務所費	¥58,441	10月分事務所・駐車場賃借料73,052×100%×80%

全体に亘って按分率の根拠が説明されていない。また、同じ事務所経費の中で事務所賃借料、駐車場賃借料、電気代、ガス代、水道料、し尿くみとり料、灯油代、及び照明器具交換代で政務調査費への按分率が80%と90%に分けられている理由が明記されていない。按分率90%の水道料、し尿くみとり料、及びガス代が、他の80%按分率のものと違って10%の按分率の差が存在する理由がない限り、80%按分率にするべきである。

10月27日	112	事務所費	¥3,500	10月分電気代4,375×100%×80%
10月27日	113	事務所費	¥1,948	10月分ガス代2,165×100%×90%
10月28日	116	事務所費	¥58,441	11月分事務所・駐車場賃借料73,052×100%×80%
11月15日	125	事務所費	¥1,549	9～10月水道料1,722×100%×90%
11月28日	132	事務所費	¥2,291	11月分電気代4,114×100%×80%
11月28日	133	事務所費	¥2,255	11月分ガス代2,505×100%×90%
11月30日	135	事務所費	¥58,441	12月分事務所・駐車場賃借料73,052×100%×80%
12月20日	140	事務所費	¥1,800	し尿くみとり料2,000×100%×90%
12月20日	142	事務所費	¥2,707	灯油代3,384×100%×80%
12月27日	149	事務所費	¥2,206	12月分ガス代2,452×100%×90%
12月28日	150	事務所費	¥4,250	12月分電気代5,313×100%×80%
12月30日	151	事務所費	¥58,441	1月分事務所・駐車場賃借料73,052×100%×80%
1月13日	155	事務所費	¥2,707	灯油代3,384×100%×80%
1月16日	156	事務所費	¥1,549	11～12月水道料1,722×100%×90%
1月27日	161	事務所費	¥2,979	1月分電気代3,724×100%×80%
1月27日	162	事務所費	¥2,156	1月分ガス代2,396×100%×90%
1月30日	164	事務所費	¥58,441	2月分事務所・駐車場賃借料73,052×100%×80%
2月24日	175	事務所費	¥2,707	灯油代3,384×100%×80%
2月27日	181	事務所費	¥3,637	2月分電気代4,547×100%×80%
2月27日	182	事務所費	¥2,271	2月分ガス代2,524×100%×90%
2月29日	185	事務所費	¥58,441	3月分事務所・駐車場賃借料73,052×100%×80%
3月15日	190	事務所費	¥1,549	1～2月水道料1,722×100%×90%
3月27日	194	事務所費	¥2,178	3月分ガス代2,420×100%×90%

3月28日	196	事務所費	¥3,348	3月分電代4,185×100%×80%
5月15日	207	事務所費	¥1,391	3月水道料1,546×100%×90% ⇒当該計上は不可。理由は既に3/15に計上した水道代で2ヶ月分を6回(1年間分)計上している。

⑬

廣江式議員H23年度政務調査費チェック結果				
月日	領収書No.	経費区分	金額(円)	備考
4月28日	313	人件費	¥1,445,913	「平成23年度補助職員給与明細書」に給与、賞与、社会保険料の合計金額×25%との記載あり。また、勤務日数は263日となっている。しかし、肝心の給与等が支払われたという事実を証明する領収書がない(廣江議員でも作成できるような「明細書」しかない)。また、政務調査の仕事25%と他の75%の仕事との仕訳が不明瞭。関係企業の従業員のようであり、どこにも出来る関係であり、尚更明確にしなければならぬ。

⑭

福田俊史議員H23年度政務調査費チェック結果				
月日	領収書No.	経費区分	金額(円)	備考
5月26日	512	事務所費	¥27,414	政務調査費として34,268×0.8(按分率)と説明している。
6月23日	610	事務所費	¥25,432	6月分事務所電気料として31,791×0.8(按分率)と説明しているが、同上。
7月25日	720	事務所費	¥28,631	7月分事務所電気料として35,789×0.8(按分率)と説明しているが、同上。
8月30日	820	事務所費	¥28,884	8月分事務所電気料として36,106×0.8(按分率)と説明しているが、同上。
9月29日	942	事務所費	¥25,663	9月分事務所電気料として32,079×0.8(按分率)と説明しているが、同上。
10月31日	1030	事務所費	¥24,720	10月分事務所電気料として30,900×0.8(按分率)と説明しているが、同上。
1月24日	1111	事務所費	¥23,132	11月分事務所電気料として28,916×0.8(按分率)と説明しているが、同上。
12月27日	1226	事務所費	¥24,618	12月分事務所電気料として30,773×0.8(按分率)と説明しているが、同上。
1月30日	112	事務所費	¥27,189	1月分事務所電気料として33,987×0.8(按分率)と説明しているが、同上。
2月27日	228	事務所費	¥25,209	2月分事務所電気料として31,512×0.8(按分率)と説明しているが、同上。
3月26日	314	事務所費	¥26,879	3月分事務所電気料として33,599×0.8(按分率)と説明しているが、同上。
3月30日	317	事務所費	¥60,000	事務所移転費用(日本通運)75,000×0.8(按分率)と説明しているが、年度末の事務所移転は、23年度の政務調査活動に寄与しないので不適切。
5月31日	515	調査研究費	¥43,413	ガンリン代(株式会社トリベイ)72,355×0.6(按分率)と説明しているが、給油日、給油量・単価等の記載がない。
6月6日	603	調査研究費	¥9,971	ガンリン代(株式会社たけうち)16,619×0.6(按分率)と説明しているが、同上。

当該事務所を使用して、特別な政務調査活動を実施したという説明は無く、毎月の事務所電気代としては高すぎるので、按分率80%とはいえ、これ等の計上は不適正である。

6月29日	614	調査研究費	¥18,291	ガソリン代 (株式会社トリベイ) 30,486×0.6 (按分率) と説明しているが、同上。
7月14日	711	調査研究費	¥10,387	ガソリン代 (株式会社たけうち) 17,312×0.6 (按分率) と説明しているが、同上。
7月28日	724	調査研究費	¥28,650	ガソリン代 (株式会社トリベイ) 47,751×0.6 (按分率) と説明しているが、同上。
8月15日	804	調査研究費	¥32,643	ガソリン代 (株式会社たけうち) 54,390×0.6 (按分率) と説明しているが、同上。
8月30日	821	調査研究費	¥19,476	ガソリン代 (株式会社トリベイ) 32,460×0.6 (按分率) と説明しているが、同上。
9月12日	901	調査研究費	¥13,678	ガソリン代 (株式会社たけうち) 22,630×0.6 (按分率) と説明しているが、同上。
9月26日	937	調査研究費	¥9,780	ガソリン代 (株式会社トリベイ) 16,300×0.6 (按分率) と説明しているが、同上。
10月19日	1018	調査研究費	¥10,005	ガソリン代 (株式会社たけうち) 20,111×0.5 (按分率) と説明しているが、同上。
10月31日	1025	調査研究費	¥10,261	ガソリン代 (株式会社トリベイ) 20,523×0.5 (按分率) と説明しているが、同上。
11月9日	1101	調査研究費	¥12,186	ガソリン代 (株式会社たけうち) 24,372×0.5 (按分率) と説明しているが、同上。
11月29日	1114	調査研究費	¥21,606	ガソリン代 (株式会社トリベイ) 43,212×0.5 (按分率) と説明しているが、同上。
12月12日	1207	調査研究費	¥15,320	ガソリン代 (株式会社たけうち) 30,640×0.5 (按分率) と説明しているが、同上。
12月30日	1229	調査研究費	¥10,389	ガソリン代 (株式会社トリベイ) 20,779×0.5 (按分率) と説明しているが、同上。
1月10日	104	調査研究費	¥7,890	ガソリン代 (株式会社たけうち) 15,780×0.5 (按分率) と説明しているが、同上。
1月30日	113	調査研究費	¥14,291	ガソリン代 (株式会社トリベイ) 28,582×0.5 (按分率) と説明しているが、同上。
2月14日	207	調査研究費	¥11,571	ガソリン代 (株式会社たけうち) 23,143×0.5 (按分率) と説明しているが、同上。
2月27日	229	調査研究費	¥8,934	ガソリン代 (株式会社トリベイ) 17,869×0.5 (按分率) と説明しているが、同上。

給油した実績を示す記録が無く、車を使用し
ての政務調査活動を含
めた議員活動を行った
説明もされていないの
で、単にガソリン代名
目の領収書の存在だけ
で政務調査費に計上す
ることは不適正であ
る。

3月5日	302	調査研究費	¥4,808	ガンリン代 (株式会社たけうち) 9,617×0.5 (按分率) と説明しているが、同上。
3月30日	318	調査研究費	¥14,786	ガンリン代 (株式会社トリベイ) 29,573×0.5 (按分率) と説明しているが、同上。
10月16日	1015	調査研究費	¥4,018	県外調査土産/交通費等 (石川・富山) として北陸方面の視察をした際、相倉合掌造り集落の観光に要した費用分は充当されるべきでなく不適正。
1月30日	109	調査研究費	¥85,000	国外調査 (台湾) の旅行代金を100%充当しているが、観光のPRと人的交流が主たる目的であり、政務調査費を100%充当することは適切でない。
3月23日	308	調査研究費	¥10,000	エンジン01ウェルカムパーティー懇親会費として100%充当しているが、飲食を伴う懇親会の会費に政務調査費を100%充当することは適切でない。
3月26日	309	調査研究費	¥94,500	備品の名目で電動自転車を購入し100%充当しているが、年度末に駆け込みで購入して居り、今年度の政務調査に必要な備品とは認められない。
9月16日	913	調査研究費	¥6,000	青年会議所シニアクラブの意見交換会会費として100%計上されているが、議員の活動実態が不明瞭。また、飲食を主とした懇親会経費のため、限度額の5千円を超えたる計上は不適正。
11月28日	1113	調査研究費	¥30,000	ホッケー協会役員会費3万円(100%)は、協会の規約コピーの添付のみで、活動実態についての説明がなく、政務調査活動を実施した証拠無く不適正。
1月20日	108	調査研究費	¥5,000	自衛隊鳥取募集案内所協力会懇親会費として100%計上されているが、議員の活動実態が説明されていなく、飲食を主とした懇親会費のため不適正。
12月22日	1219	事務費	¥604	事務用消耗品購入費 (ウイングス) 755×80% (按分率) と説明しているが、購入物品の内容が不明で、政務活動に必要とは認められず不適正。
12月23日	1220	事務費	¥5,020	事務用消耗品購入費 (ウシオ) 6,276×80% (按分率) と説明しているが、購入物品の内容が不明で、政務活動に必要とは認められず不適正。
12月28日	1227	事務費	¥1,469	事務用消耗品購入費 (ウイングス) 1,837×80% (按分率) と説明しているが、購入物品の内容が不明で、政務活動に必要とは認められず不適正。

⑮

福岡ゆたか議員H23年度政務調査費チェック結果

月日	領収書No.	経費区分	金額 (円)	政務調査費として充当することへの疑問点	備考
7月15日	60	広報費	¥200,550	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、議会だよりの作成経費が按分率100%で出納簿に計上されている。	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとある。

11月22日	130	広報費	¥14,560	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、議会だけでなく「かけはし」郵送料金が按分率100%で計上されている。	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるのに郵送料も、その按分に応じたものにするべきである。
11月25日	132	広報費	¥14,560	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、議会だけでなく「かけはし」郵送料金が按分率100%で計上されている。	上記と同じだが、日にちが3日しか空いてないのは？
12月24日	151	広報費	¥304,500	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、議会だけの作成経費が按分率100%で出納簿に計上されている。	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとある。
12月24日	152	広報費	¥74,601	按分根拠を示す証拠書類がないにもかかわらず、議会だけの新聞折り込み料が按分率100%で出納簿に計上されている。	ガイドラインでは記事の書類に按分率の根拠を明示することとあるのに折り込み料も、その按分に応じたものにするべきである。

⑩

藤井省三議員H23年度政務調査費チェック結果						
月日	領収書No.	経費区分	金額 (円)	政務調査費として不適正もしくは妥当性への疑問点	備考	
4月28日	1012	調査研究費	¥20,385	4月度燃料費 (5割按分後の額) として20,385円となっている。つまりガソリンを給油した実費を示していない。		
5月31日	1013	調査研究費	¥16,215	5月度燃料費 (5割按分後の額) として16,215円となっている。つまりガソリンを給油した実費を示していない。		
6月30日	1014	調査研究費	¥33,217	6月度燃料費 (5割按分後の額) として33,217円となっている。つまりガソリンを給油した実費を示していない。		
7月29日	1015	調査研究費	¥17,095	7月度燃料費 (5割按分後の額) として17,095円となっている。つまりガソリンを給油した実費を示していない。		
8月31日	1016	調査研究費	¥28,775	8月度燃料費 (5割按分後の額) として28,775円となっている。つまりガソリンを給油した実費を示していない。		
9月30日	1017	調査研究費	¥22,838	9月度燃料費 (5割按分後の額) として22,838円となっている。つまりガソリンを給油した実費を示していない。	ガイドラインには「燃料費実費を政務調査活動に係る使用実態に応じ、合理的に説明できる割合で按分する。ない、使用実態を明確に区分出来ない場合は燃	

10月31日	216	調査研究費	¥19,576	10月度燃料費（5割按分後の額）として19,576円となっている。つまりガソリンを給油した実費を示していない。	料費実費の1/2を上限とする。」となっており、実費ではない領収書をもって、政務調査費に充当することは不適正であり認められない。
11月30日	217	調査研究費	¥25,115	11月度燃料費（5割按分後の額）として25,115円となっている。つまりガソリンを給油した実費を示していない。	
12月30日	218	調査研究費	¥17,181	12月度燃料費（5割按分後の額）として17,181円となっている。つまりガソリンを給油した実費を示していない。	
1月31日	219	調査研究費	¥17,047	1月度燃料費（5割按分後の額）として17,047円となっている。つまりガソリンを給油した実費を示していない。	
2月29日	220	調査研究費	¥28,959	2月度燃料費（5割按分後の額）として28,959円となっている。つまりガソリンを給油した実費を示していない。	
3月27日	221	調査研究費	¥20,159	3月度燃料費（5割按分後の額）として20,159円となっている。つまりガソリンを給油した実費を示していない。	
5月21日	226	調査研究費	¥59,000	4 / 20 県外調査（交通費）政務調査活動報告書の内容に県政に関する具体策は何も示されていない。	ガイドラインには「県外又は国外において政務調査活動を行った場合は、政務調査活動報告書を作成する必要がある。」と定められている。したがって、政務調査活動報告書の内容が不適切な場合は、政務調査費を充当することは適正でない。
6月14日	1011	事務費	¥16,170	事務用品としか記されていない、何に使ったか、政務調査活動に必要なであった事の説明が無い。	ガイドラインには「政務調査活動に対する有用性が高く、直接必要であると認められるものであることが必要である。」と定められている。したがって、何を購入したかの説明が無いものを政務調査費に充当することはできず不適正な支出である。
6月28日	1009	事務費	¥45,000	事務用品としか記されていない、何に使ったか、政務調査活動に必要なであった事の説明が無い。	
9月28日	1010	事務費	¥43,000	事務用品としか記されていない、何に使ったか、政務調査活動に必要なであった事の説明が無い。	
11月9日	1034	事務費	¥2,980	事務用品としか記されていない、何に使ったか、政務調査活動に必要なであった事の説明が無い。	
11月17日	1105	事務費	¥780	事務用品としか記されていない、何に使ったか、政務調査活動に必要なであった事の説明が無い。	
12月28日	214	事務費	¥37,000	事務用品としか記されていない、何に使ったか、政務調査活動に必要なであった事の説明が無い。	

3月27日	215	事務費	¥27,000	事務用品としか記されていない、何に使ったか、政務調査活動に必要であった事の説明が無い。	
7月3日	1007	事務費	¥99,225	4月～6月分コピー機リース料（9割按分後）	按分率の根拠が明示されていない。ガイドラインには「事務所の形態を勘案の上、使用の割合に応じ按分して自分の根拠を明示すること」と定めてある。カレント料金制になっていない、高額過ぎるのではないか。
10月4日	1008	事務費	¥99,225	7月～9月分コピー機リース料（9割按分後）	
1月4日	212	事務費	¥99,225	10月～12月分コピー機リース料（9割按分後）	
3月28日	213	事務費	¥99,225	1月～3月分コピー機リース料（9割按分後）	
10月14日	912	事務費	¥225,000	事務委託料（H23年／上期分）9割按分としてしているが、委託業務の内容が不明。また、按分率の根拠も不明。	按分率9割の根拠を示す書面が無く政務調査費の充当は不適正。
3月7日	210	事務費	¥225,000	事務委託料（H23年／下期分）9割按分としてしているが、委託業務の内容が不明。また、按分率の根拠も不明。	
12月16日	234	事務費	¥94,600	「パソコン」とだけ記入。100%政務調査費を充当している。	按分率100%の根拠が説明されていないので、政務調査費の計上は不適正。
12月15日	235	事務費	¥13,125	「OA周辺機器」とだけ記入。同上。	

⑩

藤縄喜和議員H23年度政務調査費チェック結果

月日	領収書No.	経費区分	金額（円）	政務調査費として不適正もしくは妥当性への疑問点	備考
8/25～3/25までの間毎月25日	I	人件費	¥576,000	8月～3月の8ヶ月間毎月20日間勤務したとし、年576,000円の人件費を計上しているが、補助員■■■■は親族（息子）と思われる。その親族が本当に政務調査の仕事をしているか不明。また同居しているとすれば、尚更、その勤務実態が不明瞭。	

⑱

安田優子議員H23年度政務調査費チェック結果			
月日	領収書No.	経費区分	金額 (円)
3月31日	901	人件費	?
			政務調査費として不適正もしくは妥当性への疑問点
			出勤簿に記載の日、時の全てを政務調査の仕事にあてているか不明。なお領収書が1枚のみで日付は平成24年3月31日となっている。「賃金は、毎月1回以上一定の期日を定めて支払わなければならない。」という労働基準法第24条第2項に違反している。
備考			

⑲

山口享議員H23年度政務調査費チェック結果			
月日	領収書No.	経費区分	金額 (円)
4月14日	3	調査研究費	¥20,337
			自動車共済67,793×1/2×60%としているが、本来リース料金に含まれているはずであり、不適正な計上である。
6月23日	27	調査研究費	¥6,000
			県左官業協同組合総会経費を100%計上しているが、活動の詳細が不明で、飲食が主と思われ、不適正支出。
7月21日	46	調査研究費	150,000
			車両リース代 (4月～9月) 250,000×60%を計上
9月22日	77	調査研究費	¥138,000
			車両整備230,000×60%を計上しているが、本来はリース業者が負担すべきであり不適切である。
1月31日	141	調査研究費	¥85,000
			台湾調査 (1/9～1/12)は日華親善議員連盟から4人の議員が交流事業参加のために知事らと共に出掛けたものであり、経費を100%充当することは疑問である。
			車両整備費用を借り手が支払う必要はないのではないか。
			4人のうち3人が同じ内容とみなされる調査活動報告書であり不適切な支出。
備考			